

第2次多度津町地域福祉計画・
自殺対策計画及び
成年後見制度利用促進計画、
再犯防止推進計画



2024年3月

多度津町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	5
4 地域福祉に関する制度等の動き	8
5 計画策定体制	10
第2章 本町の現状	12
1 人口の状況	12
2 地区別高齢化率の状況	13
3 子どもの状況	14
4 介護（要支援）認定者の状況	15
5 障がい者の状況	16
6 生活保護の状況	17
7 本町の自殺の現状	17
8 成年後見制度の利用状況	18
9 再犯等の状況	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2-1 地域福祉計画の基本目標	20
2-2 地域福祉計画の数値目標	21
2-3 地域福祉計画の施策体系図	22
3-1 自殺対策計画の基本目標	23
3-2 自殺対策計画の基本方針	23
3-3 自殺対策計画の数値目標	25
3-4 自殺対策計画の施策体系図	26
4-1 成年後見制度利用促進計画の基本目標	27
4-2 成年後見制度利用促進計画の数値目標	27
4-3 成年後見制度利用促進計画の施策体系図	27
5-1 再犯防止推進計画の基本目標	28
5-2 再犯防止推進計画の数値目標	28
5-3 再犯防止推進計画の施策体系図	28
第4章 地域福祉推進のための施策（多度津町地域福祉計画）	29
基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	29
推進施策1. 町民の福祉意識の向上	29
推進施策2. 地域福祉の担い手の育成、支援<重点施策>	31
推進施策3. “我が事”として捉える地域づくり	33
基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり	34
推進施策1. 地区組織・団体活動の充実	34
推進施策2. 地域でのつながりづくり	36
推進施策3. 居場所・活動拠点の整備と充実<重点施策>	38

基本目標 3 地域で福祉を支える基盤づくり	39
推進施策 1. 総合的な相談支援体制の充実<重点施策>	39
推進施策 2. 福祉サービスの質と量の確保と情報提供の充実	41
推進施策 3. 生活困窮者への支援	43
基本目標 4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり	44
推進施策 1. 防災、防犯対策の推進<重点施策>	44
推進施策 2. 人にやさしいまちづくりの推進	47
第 5 章 自殺対策推進のための施策（多度津町自殺対策計画）	49
基本目標 誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくり	49
推進施策 1. 地域における連携とネットワークの強化	49
推進施策 2. 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進	49
推進施策 3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	50
推進施策 4. こころの健康づくりの推進	51
推進施策 5. 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援	51
推進施策 6. 自殺リスク低下に向けた支援	52
推進施策 7. 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止	52
推進施策 8. 遺された人への支援の充実	53
推進施策 9. 地域のつながりや民間団体との連携強化	53
推進施策 10. 子ども・若者、高齢者、女性の自殺対策を推進<重点施策>	54
推進施策 11. 勤務問題による自殺対策の推進	55
第 6 章 成年後見制度利用促進のための施策（多度津町成年後見制度利用促進計画）	56
基本目標 権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくり	56
推進施策 1. 成年後見制度の周知と利用促進	56
第 7 章 再犯防止推進のための施策（多度津町再犯防止推進計画）	58
基本目標 非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり	58
推進施策 1. 再犯防止の取り組みの推進	58
第 8 章 計画の推進に向けて	60
1 地域福祉に携わる各主体の役割	60
2 自殺対策に携わる各主体の役割	61
3 計画の周知・普及	62
4 計画の進行管理・評価	62
第 9 章 資料編	63
1 計画改訂版（2022年3月）の施策の検証・評価	63
2 町民アンケート調査結果（抜粋）	66
3 事業所アンケート調査結果（抜粋）	81
4 多度津町地域福祉計画等策定委員会設置要綱及び委員名簿	86
5 用語解説	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉計画

昨今、我が国は晩婚化・未婚化の進展や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、出生数は減少傾向にあり、少子高齢化や核家族化が進行しています。

また、個人の価値観や生活様式の多様化などから、地域や家族のつながりが希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会状況を背景として、孤立死やひきこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者及び障がい者等への虐待、生活困窮、子どもの貧困など、地域内で発生する様々な社会問題が増加しています。

これらの多様化する課題に対して、介護保険制度や福祉サービス等の様々な公的サービスが提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、すべての課題を同時に解決することは困難となっています。

一方で、地震や豪雨等の自然災害が発生する中、改めて地域コミュニティやボランティアの必要性が再認識され、今後の地域福祉を推進していく上で、日常のつながりや災害時における要支援者への支援体制の構築等が求められています。

このような課題に対応していくためには、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO 法人など様々な組織が連携するとともに、多様な地域の課題について、“他人事”ではなく、“我が事”として捉え、主体的に関わっていけるような意識の向上を図るとともに、地域の様々な力を活用した包括的・横断的な支援が必要となります。

本町では、これまで令和7年（2025年）に向けて地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、医療・介護・障がい者支援・子育てに関する各種計画を策定し推進してきましたが、それらの上位計画として位置づけ、本町における課題を整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として平成30年度（2018年度）に「多度津町地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し、「みんなでつくろう！～愛と笑顔で支え合うまち～」を基本理念に掲げ、住民参加と協働のもと、町民、地域活動団体、社会福祉協議会、行政等が一体となって地域福祉施策の推進に努めてきました。

このたび当該計画が期間満了を迎えたことから、計画の達成状況や本町の現状等を踏まえて、引き続き、町民、地域活動団体、社会福祉協議会、行政等が一体となり地域福祉施策を推進するために、新たに「第2次多度津町地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）」を策定しました。

(2) 自殺対策計画

我が国の年間の自殺者数は、平成10年（1998年）に急増して年間3万人を超え、減少の兆しが見えない状態が何年も続きました。こうした状況を踏まえ、国は平成18年に自殺対策基本法を施行し、自殺を社会の問題と捉えた基本理念を定め、総合的な自殺対策を実施することとしました。その結果、自殺者数は平成22年から減少傾向となり、平成24年（2012年）には3万人を割り込み、5年連続で3万人を下回ったものの、依然として多くの人が自ら命を絶つ深刻な状況が続いており、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺による死亡者数）は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えて推移しています。

こうした状況の中、国においては平成28年（2016年）3月に改正された自殺対策基本法において、第2条基本理念に「自殺対策は生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならないこと」、「保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないこと」が規定されました。また、第13条に「都道府県・市町村は、それぞれの都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」と明記されました。さらに、子ども・若者の自殺対策、女性に対する支援、インターネット利用への対応等、総合的な対策を推進するべく自殺総合対策大綱の見直し等を進め、令和4年（2022年）10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

本町では、これまで誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、平成30年度（2018年度）に「多度津町自殺対策計画（令和元年度～令和5年度）」を策定し、地域の人々、関係機関、行政が緊密に連携し、自殺に追い込まれる危険性の高い人に対して、適切な支援を行う体制の構築等、地域福祉計画と一体的に推進してきました。

このたび当該計画が期間満了を迎えたことから、計画の達成状況や本町の現状等を踏まえて、引き続き、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指し、新たに「第2次多度津町自殺対策計画（令和6年度～令和10年度）」を策定しました。

(3) 成年後見制度利用促進計画

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしてしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。また、令和4（2022）年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、地域共生社会の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

福祉サービスのあり方は、利用者が事業者と対等な立場に基づきサービスを選択する「利用制度」となっています。そのため、利用者の権利として、高齢あるいは障がいによりサービスを選択する判断能力が不十分な人も安心してサービスを利用できる仕組みや、サービスを利用した際に苦情等を申し出る仕組みが必要となります。

本町では、これまで誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指し、令和3年度（2021年度）に「成年後見制度利用促進計画」を策定し、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制の整備等、地域福祉計画と一体的に推進してきました。

このたび当該計画が期間満了を迎えたことから、計画の達成状況や本町の現状等を踏まえて、権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくりを目指し、新たに「第2次多度津町成年後見制度利用促進計画（令和6年度～令和10年度）」を策定しました。

■成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

今後、認知症高齢者、身寄りのない高齢者の増加や虐待リスクの増加、また障がい者の介護者の高齢化が進むことにより成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することとなっています。

類型	概要
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合「成年後見人」が本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。
保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより本人保護を図ります。 また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。
補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により本人保護を図ります。

(4) 再犯防止推進計画

安全で安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。全国では刑法犯の認知件数は減少傾向にあります。しかし、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり約半数に達しているところです。

犯罪をした人の中には、出所時に住む家や就労先がなく生活に不安を感じたり、高齢者や障がい者など支援が必要であったりする人もあり、社会復帰に向けた取り組みが求められています。

このような中、国において「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に施行され、県及び市町村においても地方再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されたところです。

本町では、全ての町民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指し、令和3年度(2021年度)に「再犯防止推進計画」を策定し、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発、民間協力者の活動の促進等、地域福祉計画と一体的に推進してきました。

このたび当該計画が期間満了を迎えたことから、計画の達成状況や本町の現状等を踏まえて、非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくりを目指し、新たに「第2次多度津町再犯防止推進計画(令和6年度～令和10年度)」を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)を初年度とし、目標年次を令和10年度(2028年度)とする5か年とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
地域福祉計画	計画策定	→					次期計画
自殺対策計画	計画策定						
成年後見制度 利用促進計画	計画策定						
再犯防止推進計画	計画策定						

3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画であり、住民から出された生活課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

「自殺対策計画」は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本町における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の規定に基づき策定する「多度津町成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき策定する「多度津町再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

(1) 法的根拠

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努める

自殺対策基本法(抜粋)

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

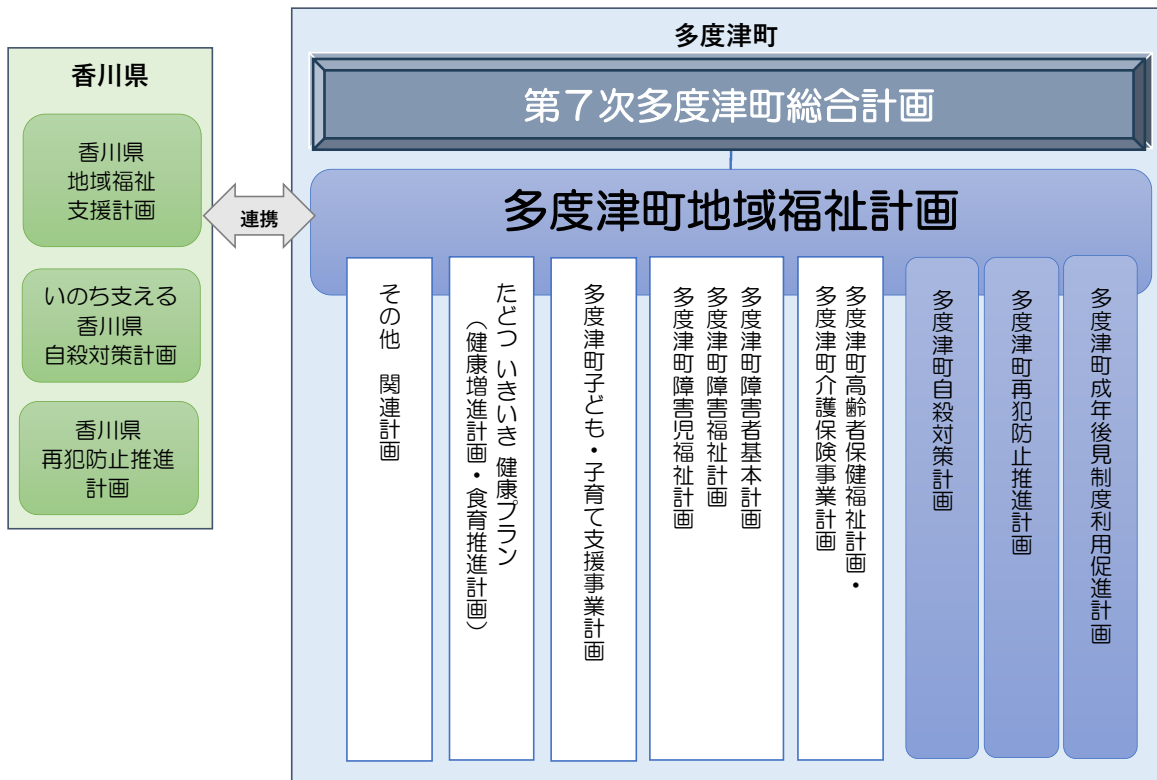
(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2) 関連する福祉計画等との連携

第7次多度津町総合計画では、「主役は町民^{わたし} 歴史を未来へつなぐまち たどつ」を将来像として掲げています。

本計画は、この将来像に即し、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとに定めた「保健・福祉等の分野別計画」との整合性と連携を図り、これらの計画を内包する計画です。すなわち、保健・福祉の各分野の縦割りの計画を地域という視点で横断的に再編するということから、「保健・福祉等の分野別計画」の上位計画と位置づけます。



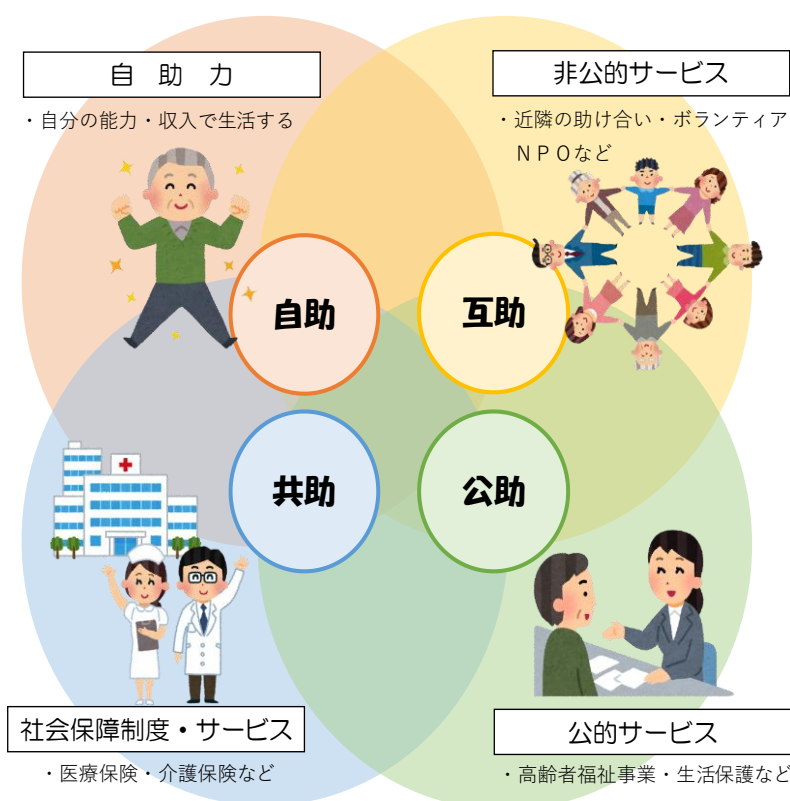
(3) 地域福祉とは

「地域福祉」は、すべての人々が住み慣れた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう「共に支え合う仕組み」をつくっていくことです。

これまで「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉など対象ごとに分かれており、これらの分野別の福祉は、町がその対象ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものでした。

しかし地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる方など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えていたり、誰でも病気になったりするなど、日常生活の中で手助けが必要になるときがあります。そして、そのすべてを個人や家族、あるいは公的サービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

これらの多種多様な生活課題を解決するためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助の重層的な取り組みが大切です。



自 助	自分自身や家族でできることは自ら行う
互 助	地域の中の助け合い(ボランティア・NPO 等を含む)で解決を図る
共 助	医療保険制度、介護保険制度など制度化された助け合いで解決を図る
公 助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る

4 地域福祉に関する制度等の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

平成 29 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとする社会福祉法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

また、令和 2 年 6 月に更に一部改正・施行された法においては、地域包括ケアシステムの強化のため、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、その理念を実現するため、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う体制整備」などに努めることなど「重層的支援体制整備」の項目が盛り込まれました。

このほか、平成 28 年 4 月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」の、また、同年 12 月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に努めるものとされています。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。この地域共生社会の実現に向けて、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成 28 年 7 月に設置し、平成 29 年 2 月に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を同本部で決定しており、市町村においても取り組みが必要です。

(3) SDGs の推進

SDGs（持続可能な開発目標＝Sustainable Development Goals）は、平成 27 年（2015 年）の国連総会で採択された、“持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現”のための国際目標です。SDGs は、「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念に、令和 12 年（2030 年）までにすべての国で官・民が一致団結して 17 の目標を達成するとされています。

行政と町民、地域の各種団体の協働によって一人ひとりの健康と福祉を向上させて地域共生社会の実現を目指す本計画も、SDGs が目指す社会の実現に大きく貢献するものといえます。本計画と特に関係が強いと考えられる目標は以下の 9 つで、本計画の取り組みを通じて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。



(4) 重層的支援体制について

平成 29 年(2017 年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に地域福祉推進の理念が規定されるとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※1)に努める旨、規定されました。

国は、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成 28 年度から実施し、平成 29 年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、令和元年 12 月に今後の方向性を示しました。その内容は、本人・世帯が有する複合的な課題(※2)を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援(※3)を一体的に行う「重層的支援体制」を市町村で構築し推進するものです。

※1 包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ③支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

※2 本人・世帯が有する複合的な課題

一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050 問題や介護と育児のダブルケアなど)

※3 3つの支援

①包括的相談支援事業(社会福祉法第 106 条の4第2項第1号に規定)

(具体的な内容)

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

②参加支援事業(社会福祉法第 106 条の4第2項第2号に規定)

(具体的な内容)

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

③地域づくり事業(社会福祉法第 106 条の4第2項第3号に規定)

(具体的な内容)

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

5 計画策定体制

(1) 策定委員会及び策定検討委員会の設置

本計画を策定するにあたって、学識経験者や各種団体の代表者等により構成される「多度津町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、本町の実情に合わせた計画策定を目的として協議を行いました。

(2) 町民アンケート調査の実施

① 調査の目的

18歳以上の住民の中から無作為抽出した1,000人に対し「多度津町地域福祉計画等策定のためのアンケート調査」を実施し、「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等について把握することで、計画策定のための基礎資料とするため実施しました。

② 調査の期間

令和5年(2023年)6月19日(月)～7月14日(金)

③ 調査実施方法

郵送配布、郵送回収

④ 回収状況

調査対象者1,000人に対する回収数は384件で、回収率は38.4%、有効回答率は38.4%となっています。

	20歳 未満	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	無回答	計
送付枚数	50	187	176	158	124	124	181	-	1,000
回収状況	11	44	50	49	45	71	113	1	384
回収率	22.0%	23.5%	28.4%	31.0%	36.3%	57.3%	62.4%	-	38.4%

(3) 団体・事業者アンケート調査の実施

① 調査の目的

多度津町内で地域の福祉活動に積極的に関わる団体や事業者 52 団体に対し「多度津町地域福祉計画等策定のためのアンケート調査」を実施し、本町の福祉に関する現状や課題等について把握することで、計画策定のための基礎資料とするため実施しました。

② 調査の期間

令和5年(2023年)7月10日(月)～7月28日(金)

③ 調査実施方法

郵送配布、郵送回収

④ 回収状況

調査対象者 57 団体に対する回収数は 42 団体で、回収率は 73.7%、有効回答率は 73.7% となっています。

(4) パブリック・コメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリック・コメント（意見募集）を実施しました。

実施期間：令和6年1月18日(木)～2月16日(金)

意見提出：0件

第2章 本町の現状

1 人口の状況

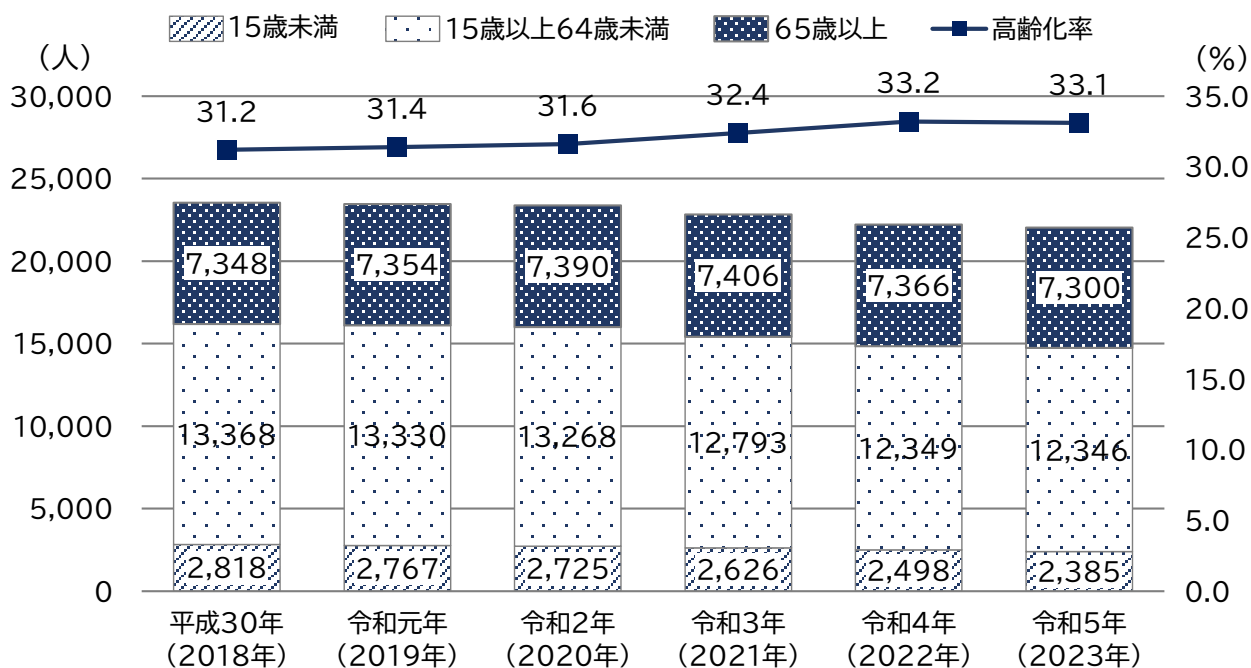
本町の総人口は平成30年（2018年）の23,534人から令和5年（2023年）には22,031人と減少しています。

年齢別にみると、65歳以上は増加傾向が続いていましたが、令和4年（2022年）以降すべての年齢で減少しています。

区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口 (人)	(人)	23,534	23,451	23,383	22,825	22,213	22,031
15歳未満	(人)	2,818	2,767	2,725	2,626	2,498	2,385
	(%)	12.0	11.8	11.7	11.5	11.2	10.8
15歳以上 64歳未満	(人)	13,368	13,330	13,268	12,793	12,349	12,346
	(%)	56.8	56.8	56.7	56.0	55.6	56.0
65歳以上	(人)	7,348	7,354	7,390	7,406	7,366	7,300
	(%)	31.2	31.4	31.6	32.4	33.2	33.1

資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■人口の推移



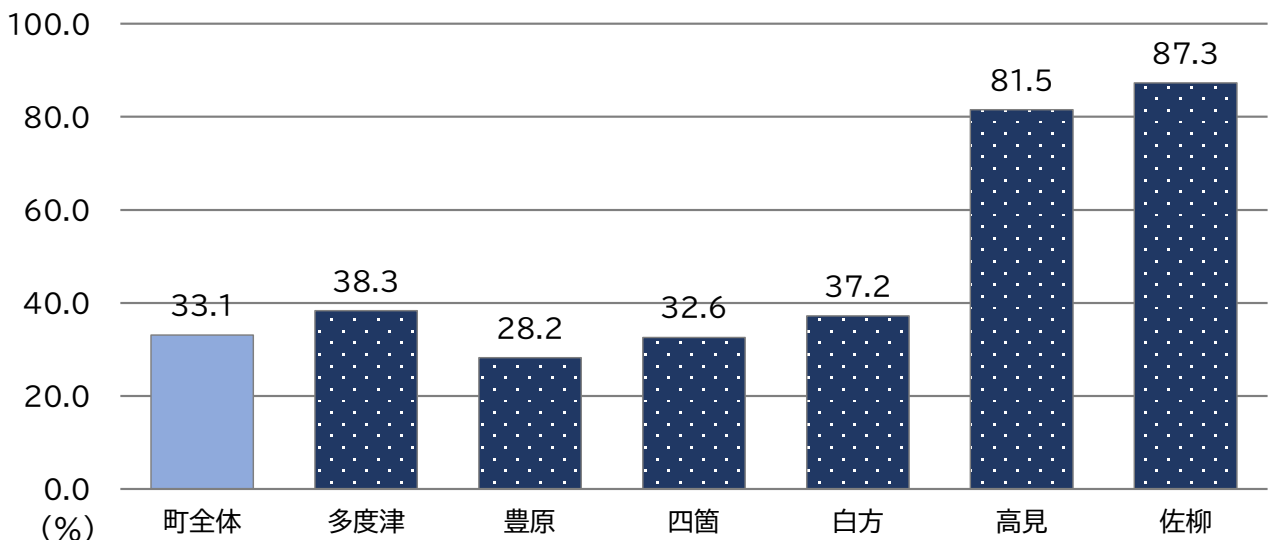
2 地区別高齢化率の状況

地区別に令和5年（2023年）の高齢化率をみると、佐柳 87.3%、高見 81.5%と高い状況にあり、その他の地区では多度津 38.3%、白方 37.2%、四箇 32.6%、豊原 28.2%となっています。

区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
町全体	31.2%	31.4%	31.6%	32.4%	33.2%	33.1%
多度津	35.4%	35.5%	35.6%	37.2%	38.5%	38.3%
豊原	27.3%	27.3%	27.9%	28.2%	28.3%	28.2%
四箇	30.0%	30.3%	30.7%	31.8%	32.2%	32.6%
白方	33.7%	34.2%	33.8%	34.8%	37.2%	37.2%
高見	80.6%	73.0%	76.5%	78.8%	80.6%	81.5%
佐柳	89.7%	90.8%	92.5%	90.3%	88.1%	87.3%

資料：人口ピラミッド(各年4月1日時点)

■地区別高齢化率（令和5年（2023年）4月1日現在）



3 子どもの状況

保育所（園）の状況

本町には、私立の保育所（園）が6か所あり、令和5年（2023年）4月1日現在の利用児数は467人となっています。

保育所（園）名	利用児数（人）
愛光保育園	110
白方保育所	53
多聞院保育所	54
豊原保育所	141
三井保育所	107
堀江保育所	2
計	467

資料：健康福祉課（令和5年（2023年）4月1日現在）

幼稚園の状況

本町には、公立の幼稚園が3か所あり、令和5年（2023年）5月1日時点の園児数は127人となっています。

幼稚園名	園児数（人）
多度津幼稚園	32
豊原幼稚園	59
四箇幼稚園	36
計	127

資料：教育総務課（令和5年（2023年）5月1日時点）

小中学校の状況

本町には、小学校が4校、中学校が1校あります。令和5年（2023年）5月1日時点の小学校児童総数は1,040人、中学校生徒総数は576人となっています。

小学校名	児童数（人）
小学校	1,040
多度津小学校	251
豊原小学校	422
四箇小学校	296
白方小学校	55
町外小学校他	16

中学校名	生徒数（人）
中学校	576
多度津中学校	513
町外公立中学校	28
町外私立中学校	35

資料：教育総務課（令和5年（2023年）5月1日時点）

4 介護（要支援）認定者の状況

要支援・要介護認定者の現状をみると、令和4年（2022年）まで増加傾向が続いていましたが、令和5年（2023年）は減少しています。

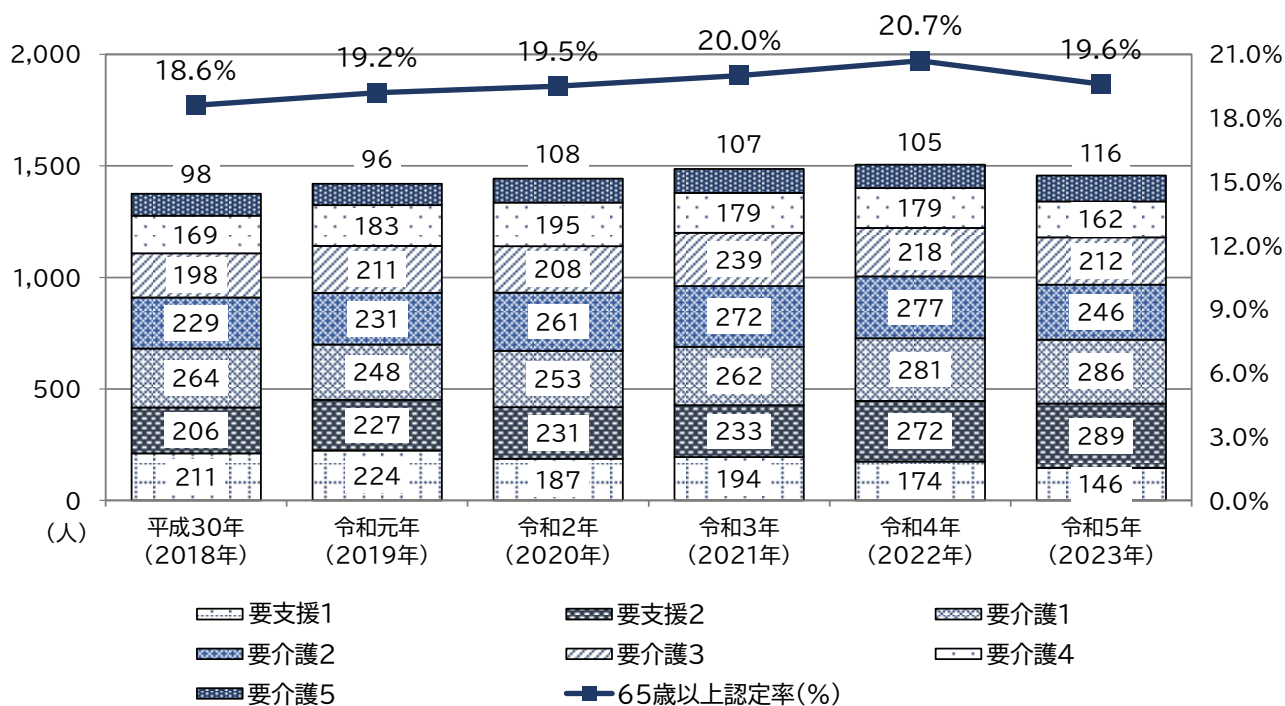
65歳以上の認定率は、令和5年（2023年）で19.6%となっています。

単位：人

区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総認定者数	1,375	1,420	1,443	1,486	1,506	1,457
要支援1	211	224	187	194	174	146
要支援2	206	227	231	233	272	289
要介護1	264	248	253	262	281	286
要介護2	229	231	261	272	277	246
要介護3	198	211	208	239	218	212
要介護4	169	183	195	179	179	162
要介護5	98	96	108	107	105	116
65歳以上認定率 (%)	18.6%	19.2%	19.5%	20.0%	20.7%	19.6%

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

■要介護（要支援）認定者の推移



5 障がい者の状況

身体障害者手帳交付者の状況

身体障がい児・者数（身体障害者手帳交付者数）をみると、平成30年（2018年）以降、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年（2022年）より減少しています。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成30年(2018年)	257	118	150	271	68	64	928
令和元年(2019年)	253	113	150	268	60	61	905
令和2年(2020年)	256	116	154	257	55	59	897
令和3年(2021年)	254	118	151	251	55	58	887
令和4年(2022年)	235	111	145	234	53	52	830
令和5年(2023年)	237	105	139	232	52	52	817

資料：健康福祉課（各年4月1日時点）

療育手帳交付者の状況

知的障がい児・者数（療育手帳交付者数）を等級別でみると、B（軽度）は微増傾向となっています。

単位：人

	㉑（最重度）	A（重度）	㉒（中度）	B（軽度）	計
平成30年(2018年)	33	32	39	58	162
令和元年(2019年)	33	34	37	64	168
令和2年(2020年)	33	34	37	64	168
令和3年(2021年)	33	35	38	69	175
令和4年(2022年)	33	35	37	70	175
令和5年(2023年)	33	35	38	71	177

資料：健康福祉課（各年4月1日時点）

精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付者数）をみると、平成29年（2017年）以降、増加傾向となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	計
平成30年(2018年)	11	77	36	124
令和元年(2019年)	9	96	35	140
令和2年(2020年)	8	102	40	150
令和3年(2021年)	9	108	39	156
令和4年(2022年)	11	110	52	173
令和5年(2023年)	14	110	59	183

資料：健康福祉課（各年4月1日時点）

6 生活保護の状況

生活保護の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）4月1日現在で121世帯、159人となっています。

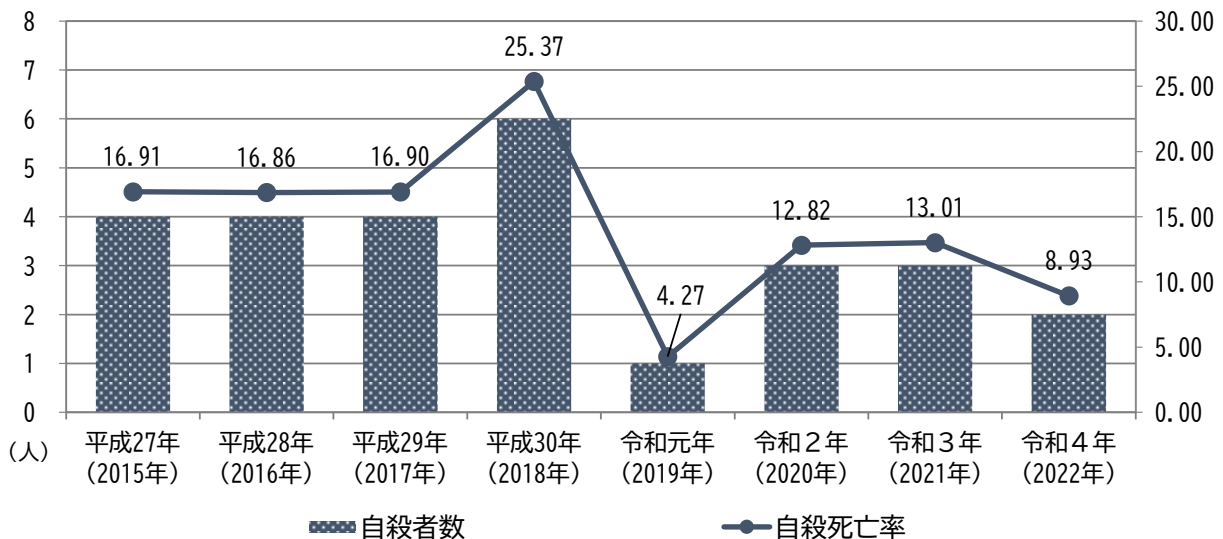
区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
被保護世帯数(世帯)	139	141	131	136	127	121
被保護者数(人)	190	198	178	186	165	159

資料:健康福祉課(各年4月1日時点)

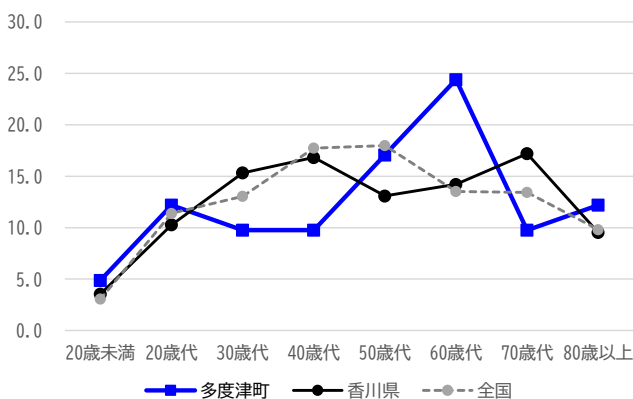
7 本町の自殺の現状

自殺者数は令和元年（2019年）以降減少し、令和4年（2022年）で2人（人口10万人当たり自殺死亡率：8.93）となっています。年齢別に自殺死亡率をみると、男性の60歳代、女性の70歳代で香川県・全国と比較して自殺者が高くなっています。

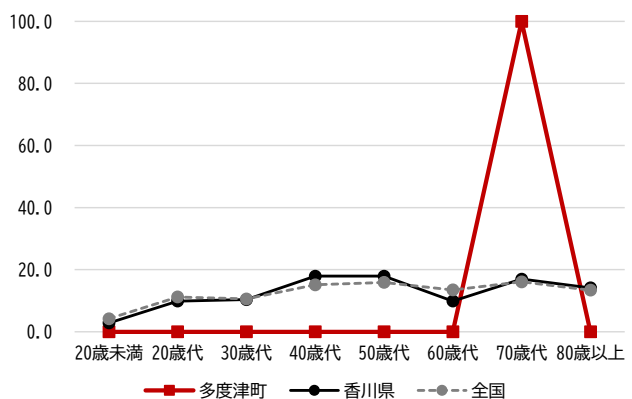
■自殺者数・自殺死亡率の推移



■男性 年代別自殺者構成比 (H30~R4)



■女性 年代別自殺者構成比 (H30~R4)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

8 成年後見制度の利用状況

地域福祉の中核組織として令和2年度（2020年度）に「成年後見支援センターたどつ」を多度津町社会福祉協議会に設置しました。

定期的な専門職による個別相談の実施、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携による成年後見制度実務者会も定期的にも実施しています。

■成年後見制度利用者数

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
38	14	1	0	53

資料：高松家庭裁判所（令和5年10月1日時点）

（参考）

R5.4.1	R4.10.1	R4.4.1
53	57	59

■成年後見制度申立て（町長申立て件数）

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
申立て件数（件）	4	6	4	6	2	1

資料：健康福祉課、高齢者保険課

9 再犯等の状況

令和3年における本町の刑法犯の認知件数は69件となっています。

また、令和2年（2020年）における香川県の再犯者数は792人、再犯者率49.7%となっています。

■本町の刑法犯の認知件数（令和3年）

総数（件）	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
69	1	6	40	8	2	12

資料：香川県防犯協会連合会 統計資料

■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（香川県）

区分	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
初犯者数（人）	911	810	807	803	800
再犯者数（人）	877	823	788	733	792
再犯者率（%）	49.0	50.4	49.4	47.7	49.7

資料：法務省

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

超少子高齢化、人口減少、核家族化の進展や高齢者単身世帯の増加、さらには価値観やライフスタイルの多様化などにより、人と人とのつながりや地域への参画意識がより希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ダブルケアなど、地域の福祉課題も複合化・複雑化してきています。

その解決のためには、町民一人ひとりが、地域の課題を他人事ではなく“我が事”として捉え、助け合い、支え合うとともに、地域の課題を“丸ごと”受けとめる場づくりと新たな資源の創出により、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現していくことがますます重要となっています。

町民自らが地域福祉の担い手となってお互いを認め合いながら、主体的に活動していくとともに、一人ひとりが自殺を身近な問題として考え、地域全体で自殺を防ぐ取り組みができるよう、さらには包含する成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ取り組んでいきます。

みんなでつくろう！

～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～

2-1 地域福祉計画の基本目標

基本目標1. 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

地域をより良くしていくためには町民の力が不可欠です。より良い地域福祉活動を推進していくためには、町民一人ひとりが地域や地域活動に関心を持ち、地域の課題を「我が事」とし考え、行動する共生・協働の意識を持つことが必要となります。

そのため、様々な活動を通じて、町民一人ひとりが互いを認め合い、地域に参加する意識を高めていくとともに、ボランティア活動等により多くの町民の参加を促進し、将来を担う子どもたちへの福祉・社会教育の推進や「我が事」として捉える地域づくり等を通じて、地域に関心を持ち、行動できる人材づくりを推進します。

基本目標2. お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

少子高齢化や核家族化など生活形態が変化していく中で、地域には自分一人では日常生活を送ることが困難で日常的な見守りや支援が必要な人もおり、誰もが住み慣れた地域で持続可能な生活ができるよう、地域全体での見守りや支え合いが必要です。

そのため、地区組織・団体活動と社会福祉協議会・行政との連携や、身近な地域における見守り・支え合い体制の構築、誰もが気軽に集える居場所づくり等を通じて、お互いが助け合い、支え合える仕組みづくりを推進します。

基本目標3. 地域で福祉を支える基盤づくり

近年、社会的孤立を始めとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が抱える課題が多様化・複合化しており、包括的に支援できる体制づくりが求められています。

そのため、地域の中で孤立したり支援を必要としている人に必要なサービスや支援が届けられるよう、保健・医療・福祉分野の関連機関が連携・協働し、地域の課題に対して「丸ごと」支援する包括的な相談支援体制の強化や、福祉サービスの提供基盤の確保や情報提供体制の充実、さらには生活困窮者への支援等を通じて、地域で福祉を支える基盤づくりを推進します。

基本目標4. 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らしていくには、地域の防犯・防災力の向上や、歩道などの安全な歩行空間の確保や多くの住民が利用する公共施設等のバリアフリー化に加え、お互いを知り、理解し合う心のバリアフリーも求められています。

そのため、地域の防災・防犯活動の充実や、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくり等を通じて、誰もが安全に安心して暮らせる環境づくりを推進します。

2-2 地域福祉計画の数値目標

数値目標① 現在の住まいに「住み続けたい」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
56.8%	65.0%	設問における回答「ずっと住み続けたい」の数値

数値目標② 日常生活で「不安はない」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
37.8%	45.0%	設問における回答「不安はない」の数値

数値目標③ 近所付き合いに「満足している」人の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
68.2%	75.0%	設問における回答「満足している」「おおむね満足している」の合計値

数値目標④ 地域での助け合いへの賛同者の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
43.2%	50.0%	設問における回答「地域での助け合いを基本として課題を解決し、行政はそのサポートを行うべきである」の数値

数値目標⑤ 福祉サービスへの満足度(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
4.7%	10.0%	設問における回答「適切なものとなっており、今のままでよい」の数値

2-3 地域福祉計画の施策体系図

基本目標1. 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
	1. 町民の福祉意識の向上	(1) 幼児期からの福祉意識の醸成 (2) 小・中・高校生に対する福祉教育の推進 (3) 生涯学習による福祉教育の推進
○	2. 地域福祉の担い手の育成、支援	(1) ボランティアの養成 (2) 地域のリーダー育成 (3) 民生委員・児童委員活動の充実
	3. “我が事”として捉える地域づくり	(1) 福祉を「他人事」から「我が事」にするための啓発活動の推進 (2) 住民主体による地域課題の解決に向けた体制づくり
基本目標2. お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
	1. 地区組織・団体活動の充実	(1) 地域コミュニティ活動の推進 (2) 社会福祉協議会との連携及び活動支援 (3) 社会福祉活動への支援
	2. 地域でのつながりづくり	(1) あいさつ運動の推進 (2) 地域行事の推進 (3) 支え合いネットワークの構築
○	3. 居場所・活動拠点の整備と充実	(1) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
基本目標3. 地域で福祉を支える基盤づくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
○	1. 総合的な相談支援体制の充実	(1) 「丸ごと」支援するための基盤整備 (2) 包括的な支援体制の充実 (3) 相談支援窓口の強化
	2. 福祉サービスの質と量の確保と情報提供の充実	(1) 福祉サービス利用者の適切なサービス選択の確保 (2) 町民への情報発信・提供体制の充実 (3) 保健・医療・福祉等の連携強化
	3. 生活困窮者への支援	(1) 生活困窮者に対する自立支援の充実
基本目標4. 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
○	1. 防災、防犯対策の推進	(1) 地域の防災活動の推進 (2) 地域の防犯活動の推進 (3) 災害時の関係機関・ボランティア等との連携 (4) 避難行動要支援者の把握 (5) 日常的な見守り・支援の推進
	2. 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 地域における移動手手段の確保対策の推進 (2) ユニバーサルデザインの推進 (3) 心のバリアフリーの推進

3-1 自殺対策計画の基本目標

基本目標 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

自殺は「誰にも起こりうる身近な問題であること」、「その多くが追い込まれた末の死であること」、「自殺の非常事態はいまだ続いているということ」、「自殺を考えている人は何らかのサイン（予兆）を発していることが多いこと」を認識し、総合的な自殺対策として、「新型コロナウイルス感染症に端を発した、様々な問題や社会情勢の変化を踏まえた対策を推進すること」、「地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通じて推進すること」が重要となります。

また、アンケート調査によると、今後必要だと思う自殺対策について「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」と回答した人の割合は49.0%と最も多く、また、「職場におけるメンタルヘルス対策」や「こどもの自殺予防」、「ゲートキーパーの養成」といった回答も多くなっており、保健、医療、福祉、教育、労働等様々な分野の施策や関連機関が連携した「生きることの包括的な支援」が求められています。

本町では、自殺対策の取り組みの推進に向けて、国の自殺総合対策大綱の内容を踏まえた上で、香川県が策定した「第2期いのち支える香川県自殺対策計画」との整合性を図りながら、地域の人々、関係機関、行政が緊密に連携し、自殺に追い込まれる危険性の高い人に対して、適切な支援を行う体制を構築し、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指します。

3-2 自殺対策計画の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本町では以下の6項目を自殺対策推進のための基本方針とします。

基本方針（1）生きることの包括的な支援としての対策を推進する

自殺の危険性は、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策について自殺防止や遺族支援といった狭義な捉え方だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

基本方針（2）関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要であり、そのためには様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

有機的な連携を図るため、自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的少数者等、関連の分野において支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図ります。

基本方針（3）対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、①個々人の問題解決に取り組み、相談支援を行う「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人を包括的に支援するための関係機関等による実務的な連携を図る「地域連携のレベル」、③法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正にかかわる「社会制度のレベル」、という3つのレベルに分けて考えることができ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階における施策を講じる必要があり、社会全体の自殺の危険性を低下させるために、自殺の危険性が低い段階よりも前の段階において、啓発、教育等の充実を図ります。

基本方針（4）実践と啓発を両輪として推進する

自殺は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、本人が抱える問題に関する専門家につなぎ、見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組みます。

基本方針（5）関係機関の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を実現するためには、本町だけでなく、国や県、近隣の自治体、関係機関、企業、そして町民と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、情報を共有化し、相互の連携・協働の仕組みの構築に取り組みます。

基本方針（6）自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条では「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められています。

そのため、自殺対策を推進していく中で、自殺又は自殺未遂をした人やその家族などの名誉及び生活の平穩に十分配慮し、人権やプライバシーを不当に侵害することのないように留意しながら、自殺者及び当該自殺者の親族等に対して適切な支援を行います。

3-3 自殺対策計画の数値目標

国は自殺総合対策大綱において、当面の数値目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることとしています。

また、香川県では「第2期いのち支える香川県自殺対策計画」において、当面の数値目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて20%以上減少させることを当面の数値目標として設定しています。

本町においては、自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、本町の自殺対策が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのため、最終的な目標として「自殺者0（ゼロ）」を目指します。なお、計画期間途中で数値目標を達成した場合は、その時点でより高い数値目標の再設定を検討します。

数値目標① 町における年間自殺者数

現状値(令和4年度)	目標値(令和10年度)	備考
2人	0人	厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」の数値

数値目標② 悩み等の相談者数(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
84.4%	90.0%	設問における回答「相談したことがある」「相談すると思う」の合計値

3-4 自殺対策計画の施策体系図

基本目標 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
	1. 地域における連携とネットワークの強化	(1)自治会・町内会活動の推進 (2)多度津町地域サポートネットワーク連絡会議による連携強化 (3)多度津町ひきこもりサポート会議による連携
	2. 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進	(1)自殺や自殺リスク低下に関する広報啓発活動の実施 (2)児童、生徒への教育啓発
	3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	(1)ゲートキーパーの養成 (2)教職員の資質向上 (3)窓口対応の充実
	4. こころの健康づくりの推進	(1)正しい知識の普及啓発 (2)こころの健康づくり推進体制の整備
	5. 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援	(1)こころの相談の実施 (2)ひきこもり支援の相談窓口の設置
	6. 自殺リスク低下に向けた支援	(1)見守り活動の充実 (2)様々な問題を抱える人への支援
	7. 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止	(1)自殺未遂者本人と家族等の身近な人に対する支援 (2)地域のネットワーク構築と支援
	8. 遺された人への支援の充実	(1)遺族等の支援ニーズに対する情報提供の推進 (2)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
	9. 地域のつながりや民間団体との連携強化	(1)町民及び関係団体との連携強化
○	10. 子ども・若者、高齢者、女性の自殺対策を推進	(1)子どもの不安や悩みの解消への支援 (2)若者の不安や悩みの解消への支援 (3)いじめ防止対策への支援 (4)高齢者への支援 (5)女性の不安や悩みの解消への支援
	11. 勤務問題による自殺対策の推進	(1)ハラスメントの防止対策 (2)町職員のメンタルヘルス

4-1 成年後見制度利用促進計画の基本目標

基本目標 権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくり

アンケート調査によると、成年後見制度を知っているかについて「制度の内容を知っている」と回答した人の割合は33.1%となっており、また、自身や親族が認知症等により判断が十分でなくなった場合に成年後見制度を利用したいかについて「利用したい」と回答した人の割合は27.1%と決して多いとは言えない状況にあります。

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な人を支える重要な手段となっていますが、制度への関心や理解は十分とは言えない状況です。

また、本町においては、高齢化による認知症高齢者や知的・精神障がい者が年々増加傾向にあります。この中には、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られても、誰かが注意していれば自立できる人も含んでいるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を推進することで、町民の権利擁護を一層充実していく必要があります。

本町では、成年後見制度の利用促進に向けて、制度の利用を希望する人が制度活用のメリットを実感でき、安心して制度利用を決断することができるよう、制度の内容や利用方法、相談窓口等について周知・啓発を図るとともに、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な主体が関わり、支援が必要な人を早期に発見し、本人の意思や希望を尊重し、本人に寄り添った適切な支援につなげられる仕組みとして、権利擁護を地域で支えるまちづくりを整備していきます。

4-2 成年後見制度利用促進計画の数値目標

数値目標① 制度の認知度の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
33.1%	45.0%	設問における回答「利用したことがあり、制度の内容を知っている」「利用したことはないが、制度の内容を知っている」の合計値

数値目標② 制度の利用希望者数の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
27.1%	40.0%	設問における回答「利用したい」の数値

4-3 成年後見制度利用促進計画の施策体系図

基本目標 権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
	1. 成年後見制度の周知と利用促進	(1)権利擁護を地域で支えるネットワークづくり (2)チーム・協議会機能の充実 (3)日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 (4)制度の周知・啓発

5-1 再犯防止推進計画の基本目標

基本目標 非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は県全体で 49.7%（令和2年）と高い状況にあります。非行や犯罪をした人が立ち直るためには関係機関、団体との連携や、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方などが、再び非行や犯罪をしてしまうことを防ぐため、適切な医療や支援につなげるとともに、就労や住居の確保など生活困窮に陥らないための支援等も必要です。

また、アンケート調査によると、非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことについて「就労支援」と回答した人の割合は 66.1%と最も多く、「人とのつながり」や「地域住民の理解」といった回答も多く、生活の基盤となる就労支援や地域で孤立させない体制づくりが求められています。

本町では、再犯防止の取り組みの推進に向けて、「再犯防止推進法」及び国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて、香川県が策定した「香川県再犯防止推進計画」との整合性を図りながら、非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくりを目指します。

5-2 再犯防止推進計画の数値目標

数値目標① 保護司の認知度の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
35.7%	45.0%	設問における回答「名前も役割も知っている」の数値

数値目標② 非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力者数の割合(住民アンケート結果)

現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)	備考
36.9%	45.0%	設問における回答「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の合計値

5-3 再犯防止推進計画の施策体系図

基本目標 非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり		
重点施策	推進施策	具体的な取組
	1. 再犯防止の取り組みの推進	(1)就労・住居の確保 (2)福祉・保健医療サービス及び相談支援の充実 (3)学校等と連携した修学支援及び非行の未然防止 (4)民間協力者の活動支援及び啓発活動の推進 (5)国・県・市町・民間団体との連携強化

第4章 地域福祉推進のための施策（多度津町地域福祉計画）

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

推進施策 1. 町民の福祉意識の向上

現状と課題

地域福祉を推進する上で、町民一人ひとりが地域に参加する意識や、地域で共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切です。

地域福祉活動に関心が高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくり、子どもの頃から福祉教育を行い、その理解を深め、相手の立場を尊重し、互いに思いやる心を育てていくことが必要です。

アンケート結果において、地域での福祉活動を盛んにするためにどのようなことが効果的だと思えるかをみると、「活動参加しやすい環境づくり（休暇制度など）」が40.1%と最も多く、次いで「イベントの開催や広報啓発活動」35.7%、「子どもの頃からの福祉教育の推進」33.6%となっています。

施策の方向

家庭や学校、地域の関係機関と連携し、多くの福祉体験を通じて子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、誰もが参加しやすい学習機会の提供や交流の機会を通じて、町民の福祉意識の向上を図ります。

具体的な取組

（1）幼児期からの福祉意識の醸成

主体	取り組みの内容
自 助 （一人ひとりができること）	・家庭で地域福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ・子どもの頃から福祉やボランティア活動に親しむ機会を増やしましょう。 ・子どもに地域行事への参加を勧め、地元へ愛着を持てるよう努めましょう。
互 助・共 助 （地域が連携して取り組むこと）	・地域資源を活用した福祉教育を推進しましょう。 ・福祉施設の地域への開放に努めましょう。 ・福祉にふれる多様な体験機会を設け、地域福祉の意識を高めましょう。
公 助 （行政が推進していくこと）	・高齢者や障がいのある人の雇用を促進するとともに、町内すべての保育所（園）で高齢者や障がいのある人が乳児保育に関われるよう、児童との交流の機会を推進します。 ・老人会等の保育所（園）・幼稚園等との交流活動を推進します。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

推進施策1. 町民の福祉意識の向上

(2) 小・中・高校生に対する福祉教育の推進

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・福祉教育の場に積極的に参加しましょう。 ・学習したことを地域活動等に活かしましょう。 ・家庭で子どもへの福祉教育やボランティア教育を実施しましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・地域資源を活用した福祉教育を推進しましょう。 ・福祉施設の地域への開放に努めましょう。 ・地域の子どもたちのボランティア活動に対する意識の高揚に取り組みましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・総合的な学習の時間などの機会を利用した福祉施設への校外活動や外部講師を招いての福祉体験学習や子育て体験学習を推進します。

(3) 生涯学習による福祉教育の推進

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・公民館活動等に積極的に参加しましょう。 ・生涯学習講座等の情報を周りの人に伝えましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・福祉に関する講座や行事等の企画・実施に協力しましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・町民の生涯学習や生きがいづくり活動への主体的な参画を促進するため、地域交流センターや地区公民館等の利用促進を図るとともに、「桃陵大学」等の高齢者学習の機会を設けるなどして、多様化するニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

推進施策2. 地域福祉の担い手の育成、支援<重点施策>

現状と課題

少子高齢化の進行に加え、地域における人間関係の希薄化や地域福祉活動やボランティア活動への参加者の減少や固定化がみられ、地域福祉の担い手の確保が大きな課題となっています。また、地域住民にとって最も身近な地域の相談役は民生委員・児童委員と考えられ、地域共生社会・包括的な相談体制を実現するためにも重要な人材ですが、民生委員・児童委員の高齢化やなり手不足が課題となっています。

アンケート結果において、ボランティアなどの地域活動に参加しているかをみると、「参加していない」が68.5%と最も多く、次いで「参加している」19.8%、「以前参加していたが、現在は参加していない」10.2%となっています。また、団体（事業所）の活動を持続させるために必要だと思うことをみると、「活動の担い手となる人材の育成」が64.3%と最も多く、次いで「他団体との連携・協働」45.2%、「気軽に活動へ参加できる仕組みづくり」40.5%となっています。

施策の方向

地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられています。リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていく必要があります。

若年層や子育て世代などを含めた幅広い層に自治会や地域のボランティア・NPO活動等の地域福祉活動への参加を働きかけるとともに、活動の様子や情報等について、より一層情報発信を行い、活動への支援と参加促進を推進します。

具体的な取組

(1) ボランティアの養成

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・ボランティアに対する理解を深めましょう。 ・ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。 ・趣味や特技、経験を生かして、積極的にボランティア活動に参加しましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・ボランティア活動の体験や養成講座の企画・実施に協力しましょう。 ・ボランティアに関する情報提供や相談などを地域の身近な場所で行いましょう。 ・地域で実施されている事業へのボランティア活動の参加を推進していきましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・地域のあらゆる住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしい活動ができることを目標とし、認知症サポーター養成講座等の開催やボランティアポイント制度の実施等、必要とされる養成講座の開催やボランティア活動の促進支援に努めます。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり
推進施策2. 地域福祉の担い手の育成、支援

(2) 地域のリーダー育成

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座等、地域福祉の担い手の育成講座に参加しましょう。 ・自分の持つ知識や技能を生かして地域福祉活動に参加しましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のリーダーを育てるため、出前講座や講演会等に参加しましょう。 ・地域の福祉活動の担い手の発掘、育成に努めましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進のリーダーを育成するための養成講座や研修等の実施に努めます。

(3) 民生委員・児童委員活動の充実

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知りましょう。 ・民生委員・児童委員など地域の身近な相談役ができそうな人がいたら、紹介しましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員となる人材を発掘・育成しましょう。 ・民生委員・児童委員の周知を図り、困りごとがあった場合は相談しましょう。 ・民生委員・児童委員等と連携を図り、その活動への協力に努めましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例会への人的支援や情報提供等、民生委員・児童委員協議会に対する支援に努めるとともに、委員個々の業務に対しても情報提供等の支援に努めます。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

推進施策3. “我が事”として捉える地域づくり

現状と課題

「他人事」になりがちな地域づくりを、町民が地域の福祉課題等について「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくりが求められます。

アンケート結果において、地域で発生している問題を「我が事＝自分のこと」として捉えるために有効な手段をみると、「行政などによる地域支援の充実」が54.7%と最も多く、次いで「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」39.8%、「若い世代への働きかけ」39.3%となっています。

施策の方向

町民がそれぞれ役割を持ち、積極的に地域福祉活動に参加できるよう、講演会や講座等を通じて福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

具体的な取組

(1) 福祉を「他人事」から「我が事」にするための啓発活動の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事や地域活動に、周囲にも声をかけながら積極的に参加しましょう。 ・福祉について「我が事」として情報を得る意識を持ちましょう。 ・福祉に関する講演会や講座等に積極的に参加しましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声掛け、近所の見守りを積極的にする地域づくりを進めましょう。 ・講演会や講座を通じて継続的に理念の共有を図りましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員の定例会にて、福祉に関する講義等を実施しているが、今後も、幅広い層に対して福祉に関する講演会や講座等の実施を検討していきます。

(2) 住民主体による地域課題の解決に向けた体制づくり

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で気付いたことや町への思いを人と話し合しましょう。 ・地域でどのような活動が求められているのかを知ること努めましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアグループや社会福祉協議会等が協働し、地域主導での組織づくりや活動を推進しましょう。 ・多職種、多機関の交流機会、意見交換の場を設けて、顔の見える関係性の構築に努めましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における集いの場や話し合いの場を支援します。 ・地域住民同士の支え合い活動の推進に向けて、その支え手となる支援者の養成に取り組めます。 ・高齢者や障がいのある人などの当事者組織(老人クラブ連合会等)に対し、補助金の交付及び事務運営への協力等の支援を行います。

基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

推進施策1. 地区組織・団体活動の充実

現状と課題

近年、地域福祉を支える、地域活動の根幹でもある自治会・町内会では、加入率の低下が課題となっています。

また、地域には様々な地区組織・団体があり、地域での福祉活動への支援は多度津町社会福祉協議会がその推進役として中心的な役割を果たしていますが、今後更なる地域福祉の推進を図るため、町と社会福祉協議会が更に連携し、町民主体の地域福祉活動を側面から支援することが重要となっています。

アンケート結果において、現在の自治会や地域組織の活動の問題をみると、「高齢者世帯が増えている」が65.9%と最も多く、次いで「子どもが減っている」48.7%、「空き家が増えてきた」36.2%、「未加入世帯が増えている」34.6%となっています。

施策の方向

積極的に地域活動への支援を行うとともに、より多くの町民が地域への興味・愛着を持ってもらい活動に参加できるよう、活動日時や工夫や活動内容についての情報提供を促進し、これまで以上に参加者のすそ野を広げて活動の活性化を図ります。

具体的な取組

(1) 地域コミュニティ活動の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	<ul style="list-style-type: none"> 自分が住んでいる地域の活動に関心を持ちましょう。 地域のコミュニティ活動や行事に積極的に参加し、できるだけ多くの人と顔見知りになりましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ活動に参加しやすい雰囲気づくりを進め、ひとりでも多くの方が自治会に加入する地域社会づくりを進めましょう。 地域の連帯感を増やすため、地域行事の際は積極的に参加を促しましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> 多度津町自治連合会と連携し、各自治会の親睦と連絡提携を図るため、視察研修の実施や自治会に関する情報共有を行うとともに、自治会の負担軽減に繋がる事業の検討を行います。

基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり
推進施策1. 地区組織・団体活動の充実

(2) 社会福祉協議会との連携及び活動支援

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・社会福祉協議会の役割を理解し、活動やイベントに積極的に参加しましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・社会福祉協議会を中心とした地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図りましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・社会福祉協議会には現在も様々な社会福祉事業を委託しており、町福祉施策の推進に必要不可欠な存在であることから、社会福祉協議会が主催する会議への積極的な参加の働きかけや活動に必要な情報提供等の活動を支援します。

(3) 社会福祉活動への支援

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・地域にどのような活動があるのかを知るようにしましょう。 ・ゴミ拾いや地域行事の手伝い等、自分のできる活動から取り組みましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・地域福祉に関する組織や団体の連携強化を図るとともに、情報の共有化を図りましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・各地区社会福祉協議会が主催する会議への出席や補助金交付等、活動の活性化に向けた支援を行います。

基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

推進施策2. 地域でのつながりづくり

現状と課題

アンケート結果において、日頃の近所付き合いについてみると、「あいさつをする程度」が66.4%と最も多く、次いで「くらしのことで話し合ったり助け合ったりしている」20.6%、「ほとんど付き合いをしていない」10.9%となっています。

一方、現在の近所付き合いに満足しているかをみると、「おおむね満足している」と「満足している」を合わせた“満足している”は68.2%となっています。

また、もし近くで困っている世帯があった場合、あなたが手助けを行えることをみると、「安否確認の声かけ」が64.1%と最も多く、次いで「話し相手」40.1%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」31.8%となっています。

さらに地域の課題に対して団体（事業所）で対応ができるものをみると、「近所付き合いが減っていることへの対応」、「地域に関心のある人を増やすこと」が同率35.7%と最も多く、次いで「地域での交流機会を増やすこと」33.3%となっています。

施策の方向

近所付き合いなど、身近なところでのつながりが地域づくりの基本となります。お互いの顔がわかり、共にふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは地域の力となり、様々な地域課題を解決する糸口となるため、近所同士や地域内で助け合い、支え合う関係を築くきっかけとして、あいさつ等の声かけ運動や多くの人気が軽に集まれる場づくり、地域での見守り活動を推進します。

また、地域の課題を個々にみると、背景には様々な制度や状況が複合的に絡み合っている事例が多く、地域の課題や複雑に絡み合った事例を単独の機関で解決することは困難であり、身近な地域内をはじめ、全町的に関係者が連携する仕組みを構築することが必要となっています。

地域の拠点である公民館活動と連携しながら、町民主体のまちづくりへの機運の醸成を図るとともに、各地域の取り組みや情報を共有できる環境を整えていきます。

具体的な取組

(1) あいさつ運動の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・自ら率先してあいさつを行いましょう。 ・日頃から隣近所の人とあいさつを交わし、声をかけ合いましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・地域でコミュニケーション強化を図るため、保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校と連携し、あいさつ運動を実施しましょう。 ・あいさつ運動に関する啓発活動を行いましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・児童生徒だけでなく、教員や地域住民が学校内外でウィズコロナを考えたあいさつ運動に取り組むことで、地域や学校間での連携の基礎を図っていきます。

基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

推進施策2. 地域福祉の担い手の育成、支援

(2) 地域行事の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・健康や福祉に関する行事や講演会、地域の行事へ積極的に参加しましょう。 ・地域行事に関する情報を周囲の人にも声をかけ共有しましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・健康や福祉に関する行事や講演会の開催等に協力しましょう。 ・町民の交流と福祉への意識を高められる行事を実施しましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・「健康づくりセミナー」や「ノルディックウォーキング教室」、「認知症講演会」等の健康や福祉に関する行事や講演会を開催し、新規参加者を増やせるよう、周知・啓発に努めます。

(3) 支え合いネットワークの構築

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・地域の構成員としての意識を持ち、隣近所の見守りに努めましょう。 ・互いに助け合うことや見守りなどの必要性について理解を深めましょう。 ・隣近所でコミュニケーションの充実を図り、相互扶助精神を育みましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・地域で困っていることや課題について話し合える共有の場をつくりましょう。 ・住民同士の支え合いの力を育むことを意識し、地域の交流の場や機会を積極的につくるよう努めましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・高齢者が増加していく中で、地域のあらゆる住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしい活動ができる地域コミュニティを育成していくことを目標に、第2層協議体の中で地域情報や課題を共有し、住民自らが協力し合って解決していくため、より一層の活動促進支援に努め、地域ぐるみで高齢者等の生活を支えていける環境づくりに努めます。

基本目標2 お互いが助け合い、支え合える仕組みづくり

推進施策3. 居場所・活動拠点の整備と充実<重点施策>

現状と課題

地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを実行へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を超えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です

アンケート結果において、地域で集まったり話し合ったりする場所についてみると、「地域の集まりに参加していないのでわからない」が39.3%と最も多く、次いで「集会所」が36.5%、「公民館」18.2%となっています。

施策の方向

地域の身近な居場所や拠点に集い、交流することにより、見えなかった困りごとが表出することや、様々な暮らしに関する不安の解消、情報交換の場としての効果や身近に知り合いや頼れる人がいない人や、高齢や障がいなどにより困難を抱えやすい人にとって、ひきこもりや孤立の予防の効果も期待されます。

地域の身近なところに高齢者、障がい者、子育て家庭など誰もがいつでも集える場や地域の見守り拠点や交流の場となる拠点を確保するため、公民館など地域の身近な既存施設の活用の充実を図るとともに、その必要性や地域の実情を考慮しながら、空き家や空き店舗等の有効活用にも取り組みます。

具体的な取組

(1) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・地区や地域で声かけをして気軽に集う場をつくりましょう。 ・自分の趣味を活かした輪を広げましょう。 ・自身が提供できる空きスペース等の情報があれば、社会福祉協議会や行政等に情報提供しましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・公民館等の公共施設、空き家や空き店舗等の地域資源を見つけて、活用することを心がけましょう。 ・世代間交流ができる場所づくりを行いましょう。 ・各種ボランティアが協働でイベントを開催しましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・「空き家等を活用した地域創生事業補助金」制度により、町内に所在する空き家・空き店舗の改修及び空き家等を活用した地域交流イベント等への補助を行い、移住定住の促進及び地域内外における交流を図ります。 ・町内の施設において65歳以上の住民を対象とした「通いの場」を提供する団体に運営補助等の支援を行います。

基本目標3 地域で福祉を支える基盤づくり

推進施策1. 総合的な相談支援体制の充実<重点施策>

現状と課題

地域住民が抱える問題を早期に発見し、深刻な事態となる前に適切に対応していくためには、相談支援が果たす役割は大きなものとなっています。

生活課題を解決するために多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別ごと、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。

地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制」が求められています。

施策の方向

地域の課題に対して、対象者ごとになっている公的な福祉サービスを包括化し、生活上で生じる課題について「丸ごと」支える体制整備に取り組み、地域で福祉を支える基盤づくりを進めます。

町民の身近な相談相手として、各種相談窓口の充実を図るとともに、地域から孤立する人がいないように、困った時に気軽に相談できる人・場所を身近な地域につくり、相談内容によっては身近なところから専門機関に適切につないでいけるように、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

具体的な取組

(1) 「丸ごと」支援するための基盤整備

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に自分からも相談を受けましょう。 困っている人を見かけたら声掛けをするなど、相互に助け合える関係を築きましょう。 地域のなかでつながりを持ち、周囲に異変があった場合には、相談窓口等に連絡したり、当事者に相談先を紹介したりしましょう。
互助・共助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> 様々な生活課題に対応できるよう、地域での連携体制を構築しましょう。 日頃から地域で声をかけあい、困っている人を孤立させないようにしましょう。
公助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築を目指す各事業の情報共有と共有課題の解決に向けた「定例会」の開催や、地域で身寄りのない方を支えていく仕組みづくりを検討する「おもいやりネットワーク会議」の開催等を通じて、町民、関係機関・団体等と協議しながら基盤づくりを推進します。 複合的な課題に対応するため、町内の福祉関係団体をはじめとした各団体・機関とともに「多度津町地域サポートネットワーク連絡会議」を組織し、組織内に高齢者部会をはじめ各部会を設置し、当該ネットワークを活用した連携強化に努めます。

基本目標3 地域で福祉を支える基盤づくり

推進施策1. 総合的な相談支援体制の充実

(2) 包括的な支援体制の充実

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・様々な相談窓口を把握しましょう。 ・自分の地域の民生委員・児童委員や活動している団体等と、いざという時に気軽に相談できるように、日ごろからつながりを持ちましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・地域で困り事がないか、見守り等を通じて把握し、適切な対応を図りましょう。 ・関係機関による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・地域包括支援センター、社会福祉協議会等において、相互に協力・連携を図り、分野を越えて町民が抱える生活課題の解決に取り組みます。

(3) 相談支援窓口の強化

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	・各種相談窓口に関する情報を把握しましょう。 ・困った時は抱え込まず、気軽に相談窓口を利用しましょう。
互 助・共 助 (地域が連携し て取り組むこと)	・各相談窓口と連携し、一貫した支援を行いましょう。 ・相談窓口へ一人で行けない人には、みんなで協力して付き添い等を検討しましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	・各相談窓口が中心となって初期相談・情報提供を行い、必要に応じて継続的な支援や専門機関への結びつけを行います。 ・身体障がい者・知的障がい者相談員による支援について、当事者団体や関係機関との連携のもと、後継者育成等に努め、相談体制の維持・強化に努めます。 ・相談支援専門員による支援について、委託先相談支援事業所との連携のもと、より気軽に相談できる環境づくりに努めます。

基本目標3 地域で福祉を支える基盤づくり

推進施策2. 福祉サービスの質と量の確保と情報提供の充実

現状と課題

アンケート結果において、公的福祉サービスの水準についての考えをみると、「分からない」が38.5%で最も多く、次いで「全体的にまだまだ不十分であり、将来に向けてさらに充実すべきだ」26.8%、「一部に不十分な部分もあり、こうした点に限って充実すべきだ」14.6%となっています。

また、適切な福祉サービス利用のために優先させるべきことについてをみると、「福祉サービスに関する情報提供」が33.9%で最も多く、次いで「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」32.3%となっています。

また、どのような時に保健・医療・福祉の連携が必要だと思うかをみると、「災害時（災害訓練の時も含む）」が39.1%と最も多く、次いで「新聞やニュースで孤独死、自殺、虐待、DVなどの事件が報道された時」33.1%、「病気になったとき」32.0%となっています。

施策の方向

各種制度、サービスの充実により、利用者自身が適切な情報を収集し、選択することが必要となっています。町の福祉に係る制度やサービス等について、広報紙、町ホームページ、SNS等、多様なメディアの特性を活かした情報提供に努めます。

また、町民一人ひとりのライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉及びその他関係する分野の機関が連携し、ライフステージを通じて適切な支援ができるように、保健・医療・福祉等の関係する機関の連携体制を構築します。

具体的な取組

(1) 福祉サービス利用者の適切なサービス選択の確保

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・福祉に関する制度やサービスの情報を活用するとともに、内容を正しく理解しましょう。 ・身近に支援を必要とする人がいる場合は、相談にのり、サービスの利用を勧めましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・NPOやボランティア、その他の地域資源と連携を図り、サービス提供体制の充実に努めましょう。 ・問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人に、行政や福祉関係機関を紹介しましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・必要な福祉サービスの提供や充実に向け検討していくとともに、地域で安心して生活できるよう、本人の意思を尊重し、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供と充実に努めます。

基本目標3 地域で福祉を支える基盤づくり

推進施策2. 福祉サービスの質と量の確保と情報提供の充実

(2) 町民への情報発信・提供体制の充実

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や回覧板等には必ず目を通しましょう。 ・福祉の制度やサービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。 ・インターネットやSNS等、様々な媒体からも情報を入手できるように使い方を積極的に学びましょう。
互助・共助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の場等を活用して情報提供を行いましょ。 ・見守り活動を通じて、情報が必要な人に福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょ。
公助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙による情報発信を一層充実します。 ・SNS やインターネット等、電子媒体による情報提供を拡充します。 ・町民が情報を入手しやすいように、各種相談窓口や公民館、サロン活動の場等、町民の利用が多い場所に情報を集約します。 ・デジタルデバイドの解消に向けた取り組みを検討します。

(3) 保健・医療・福祉等の連携強化

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からかかりつけ医を持ち、地域で受診するなど、地域における医療サービスの活用を心がけましょ。
互助・共助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制を強化ましょ。
公助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉の分野において、保健・医療・福祉分野等のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

基本目標3 地域で福祉を支える基盤づくり

推進施策3. 生活困窮者への支援

現状と課題

近年、社会情勢の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が増えており、生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、経済的な面での支援だけでなく、就職への意欲喚起や就労訓練の場の提供など、自立を図るための総合的な支援が求められています。

アンケート結果において、生活困窮の問題や支援制度に対する必要な支援をみると、「就労支援（求職活動、就労に必要な能力の向上への支援等）」が41.1%と最も多く、次いで「生活支援（生活再建のための貸し付けや家計管理等生活力を高めるための支援等）」25.8%となっています。

施策の方向

生活困窮者自立支援法を踏まえ、制度の狭間にある生活困窮者が自立して安定した生活を送れるよう、相談支援の充実を図るとともに、地域福祉の視点で地域のネットワークを活かし、支援の輪を広げながら、生活困窮者の早期発見・早期支援に向けた取り組みや生活困窮者自立支援事業を推進します。

具体的な取組

(1) 生活困窮者に対する自立支援の充実

主体	取り組みの内容
自 助 （一人ひとりができること）	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業について情報収集に努めましょう。 生活に困っている人を発見したら、速やかに民生委員・児童委員に相談したり、地域包括支援センターや社会福祉協議会を通じて行政へつなげましょう。
互 助・共 助 （地域が連携して取り組むこと）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体で連携を図り、訪問などによる積極的なアプローチをすることにより、生活困窮者の早期発見につなげましょう。 地域内に援助を必要とする人がいる際は、地域での支え合いを基本としながらも、公的支援が必要と判断される場合は速やかに行政につなげましょう。 関係組織や団体との協働により支援に取り組みましょう。
公 助 （行政が推進していくこと）	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に至る前の段階から、それぞれに状況が異なる生活困窮者を早期に支援できるよう、相談窓口について、広報紙やホームページなどを通じ普及・啓発するとともに、潜在的な生活困窮者に対する効果的な広報啓発を検討します。 自立した生活を送るために、事業所等と連携し、雇用の促進と就労相談体制の充実を図るなど、就労環境の整備に努めます。 社会福祉協議会においては、生活の立て直しを必要とする方や公的制度の狭間にある低所得者や離職者などに対し、生活設計などへの助言を行い、必要に応じて資金の貸し付けを行います。

基本目標4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

推進施策1. 防災、防犯対策の推進＜重点施策＞

現状と課題

本町の令和4年中における刑法犯認知件数は91件（香川県警HP）であり、これは県内の町の中で2番目に高い数値となっています。また今後30年以内に70%以上の確率で南海トラフ地震の発生が予測されており、これら各災害リスクへの対応も必要とされています。

町民の安全を守るため、地域での防災・防犯体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、誰もが安全に安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要となっています。

アンケート結果において、日常生活で困っていることや不安なことをみると、「防犯や防災対策が不十分である」が16.4%となっており、「経済的なこと」27.3%に次いで多くなっています。また、「避難訓練を行い、高齢者や足が不自由などすぐに避難できない人と問題点の把握に努め、災害時に迅速に避難できるようにしてほしい」、「防災（災害）時の対応（台風等による水害、地震等）を町がリーダーシップを取って各自治会に働きかけてほしい」、「土地の低い所で災害時は心配である」といった意見もありました。

施策の方向

地域の防災活動の活性化を促進し、災害時の要支援者に対する支援体制の構築に取り組みます。また、町民を犯罪から守る活動を推進するとともに、地域住民の安全確保のため、犯罪の防止や交通事故防止等について、関係機関・団体等との連携や地域の見守り体制の強化を図り、防災・防犯の啓発に努めます。

具体的な取組

（1）地域の防災活動の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自分を守るのは自分自身ということを自覚しましょう。 ・災害時は誰もが被災者になり得ることを想定し、日頃から家庭での非常用品の準備や災害時の危険箇所、避難場所や避難経路を把握しておきましょう。 ・防災の意識を持ち、防災訓練や自主防災組織に積極的に参加しましょう
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自力での避難が困難な人の情報を地域で共有し、地域全体で災害時に対応できる体制をつくりましょう。 ・災害時の避難経路等(集合場所、避難方法)の情報を共有しましょう。 ・災害時に備え、要配慮者を含めた避難訓練等を地域全体で行いましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立支援等を実施するとともに、自主防災組織等との協力関係を強化し、避難所運営等を円滑に行えるよう体制を整備します。 ・避難所・避難経路等の周知を図ります。

基本目標4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

推進施策1. 防災、防犯対策の推進

(2) 地域の防犯活動の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動に積極的に参加しましょう。 ・地域の安全に関する情報の収集に努めましょう。 ・消費者被害などについて意識を高め、被害に遭わないようにしましょう。
互助・共助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守りや防犯パトロール等、地域の防犯活動や交通安全活動に参加・協力しましょう。 ・隣近所の人と日頃から声をかけあい、顔見知りの関係を構築しましょう。 ・不審者などの情報を隣近所や地域で共有しましょう。
公助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページの活用や多度津消費者友の会を通じて、消費生活に関する情報を提供します。 ・令和4年度に県において設置された「かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議」を通じて、関係部局の連携を強化します。 ・様々な媒体による情報の収集手段、活用方法の周知を行い、防犯意識の向上を図ります。

(3) 災害時の関係機関・ボランティア等との連携

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけあえる関係づくりに努めましょう。 ・自主防災組織や防災訓練等の活動に参加するよう努めましょう。 ・災害時ボランティア活動の知識を深めるとともに、参加できるよう努めましょう。
互助・共助 (地域が連携し て取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等と協力し、支援体制や対応方法について共通認識を持ちましょう。 ・避難をはじめとする支援を必要とする人の把握に努めましょう。 ・災害時に住民同士で避難誘導の声掛けをして地域全員の避難に努めましょう。
公助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援にあたって、避難所での介助の確保を図るため、ボランティア、NPO 等との連携に努めます。 ・発災時等の緊急時において迅速な対応ができるように、医師会、薬剤師会とともに「災害医療救護活動連絡会」を構成し、災害医療救護活動に関する情報を共有し、避難行動要支援者の受け入れ体制の充実に努めます。

基本目標4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

推進施策1. 防災、防犯対策の推進

(4) 避難行動要支援者の把握

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・周囲に災害時に支援を必要とする人がいないかを配りましょう。 ・支援を必要とする人の見守りや声掛けに努めましょう。 ・緊急連絡先を記入したものをわかりやすいところ(家)に置いて備えましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・地域ごとに情報が見られる場所をつくりましょう。 ・地域での連絡手段を確認しましょう。 ・災害時には住民同士で避難誘導の声掛けをして地域全員の避難に努めましょう。
公助 (行政が推進していくこと)	・「避難行動要支援者名簿」を更新し、自主防災組織、自治会及び避難支援等関係者と情報共有を行うとともに協力体制を構築し、浸水想定区域や津波浸水想定区域等に居住する避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、地域住民による平常時の見守りや災害時の避難支援等が実施されるよう、避難支援体制の整備を推進します。 ・「お守り手帳」の配布の機会を増やし、広く周知を行います。

(5) 日常的な見守り・支援の推進

主体	取り組みの内容
自助 (一人ひとりができること)	・日頃から地域の子ども・高齢者・障がい者を気かけるとともに、見守り活動に参加・協力しましょう。 ・育児や介護などでわからないことがある時に、相談したり尋ねたりすることができる人を身近につくりましょう。
互助・共助 (地域が連携して取り組むこと)	・子ども・高齢者・障がい者の見守り活動を組織的に展開しましょう。 ・住民の把握(特に独居、高齢者等)を行いましょ。
公助 (行政が推進していくこと)	・地域内の子ども、一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯、障がいのある人などに対して、民生委員・児童委員・保健師・社会福祉協議会・関係機関職員等が連携して見守る活動を推進します。 ・65歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした「配食サービス」を社会福祉協議会に委託し、声かけ・見守りによる安否確認を実施しており、定期的なチェックリストによる意見収集を行い、サービスの改善やサービス提供の適正化を図ります。

基本目標4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり

推進施策2. 人にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

高齢者や障がいのある人が安心して暮らすためには、利用しやすい施設や段差の少ない歩道等の整備や、買い物や通院が容易にできるアクセス環境の整備も重要です。高齢者や障がいのある人等いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

アンケート結果において、「運転免許証返納後の交通手段がなく心配である」、「巡回バス等、町内を移動できる方法を考えてほしい」との意見がありました。

施策の方向

高齢化の進行に伴い、移動手段の確保は、地域福祉の向上にあたって課題となっています。75歳以上の高齢者にタクシー料金券（タクシーチケット）を交付し、高齢者の外出の機会の増加、経済的負担の軽減を図ります。また、令和3年10月より住民主体で行う移動サービス「移動サービス チョイ来た」の試験運行が開始されました。今後、広報紙や自治会配布のチラシでサービスの普及啓発を図るとともに、住民ボランティアの育成に努め、「移動サービス チョイ来た」の後方支援を行います。また、住民ニーズを的確に把握し、今後の公共交通の在り方を検討します。

すべての町民が共に、安心して暮らせるまちを実現するためには、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させていくことが重要となります。そのため、町民一人ひとりが、障がいや認知症等への理解を深め、「心のバリア」を解消していけるように、あらゆる機会を通じて相手に対する理解を深めるとともに、人権意識を高めることが必要となっています。

公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、環境の整備を促進します。また、バリアフリーについての普及・啓発活動など、町民一人ひとりの心のバリアフリーを推進するためのソフト施策を充実させるとともに、継続的に実施できるよう町民と協働し、人にやさしいまちづくりを目指します。

具体的な取組

(1) 地域における移動手段の確保対策の推進

主体	取り組みの内容
自 助 (一人ひとりが できること)	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで車やタクシー等に乗合わせることを心がけましょう。 ・高齢者や障がいのある人の電車などの公共交通機関の乗り降りなど手助けをしましょう。
互 助・共 助 (地域が連携して 取り組むこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用しやすい方法を考え、提案しましょう。 ・公共交通を利用推進するグループをつくりましょう。 ・自治会や地域等で、買い物や送迎方法について協議・検討を行いましょう。 ・住民ボランティアが運営している移動サービスに参画しましょう。
公 助 (行政が推進し ていくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の高齢者にタクシー料金券(タクシーチケット)を交付します。 ・住民ボランティアにより運営されている移動サービスについて、運転ボランティアの養成などの支援に努めます。 ・移動手段の確保対策は、地域福祉の向上にあたっての課題となっていることから、今後も協議、検討を行います。

基本目標4 誰もが安全に安心して暮らせる環境づくり
推進施策2. 人にやさしいまちづくりの推進

（2）ユニバーサルデザインの推進

主体	取り組みの内容
自 助 （一人ひとりが できること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリーについての理解を深めましょう。 ・施設や道路・歩道等で、危険や不便を感じたら行政に相談しましょう。 ・優先駐車スペースや多機能型トイレなどの優先施設を尊重しましょう。
互 助・共 助 （地域が連携し て取り組むこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮した建物の建設を推進しましょう。 ・地域の危険箇所・利用しづらい施設などを把握し、関係機関に改善を相談しましょう。
公 助 （行政が推進し ていくこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが使いやすいようにスロープの設置や駐車場の確保等、既存の公共施設の整備・改修に努めます。 ・新たに町の施設を建設する際には、設計段階から高齢者や障がいのある人などの意見を参考にするなどユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。 ・飲食店や店舗等、民間の企業等に対し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

（3）心のバリアフリーの推進

主体	取り組みの内容
自 助 （一人ひとりが できること）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症に対する理解を深めましょう。 ・子どもや高齢者、障がいのある人に、歩道の横断や階段の移動時など、ちょっとした手助けを積極的に行いましょう。
互 助・共 助 （地域が連携し て取り組むこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症に関する理解を促進するため、講演会や当事者と接する場を提供しましょう。 ・地域内での支え合い、助け合いの必要性について啓発に努めましょう。
公 助 （行政が推進し ていくこと）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間等における広報啓発により障がい等への理解増進を図るとともに、障害者差別解消法のリーフレットを活用し、障がいや認知症に関する理解の促進と人権尊重意識の向上を図ります。

第5章 自殺対策推進のための施策（多度津町自殺対策計画）

基本目標 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

推進施策1. 地域における連携とネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を実現するためには、町関係各課をはじめ、保健、医療、福祉、教育、労働、その他生きる支援に係る関係機関が連携・協力し、町全体で包括的に自殺対策を推進していくことが必要です。

そのため、地域・市内にあるネットワーク等との連携・協働を進めることで自殺対策の基盤を強化します。

取り組み	内容	担当課
① 自治会・町内会活動の推進	身近な生活圏での気づき、声掛けなど、仲間づくりの必要性を認識し、地域での支え合いの機会として自治会や町内会活動を推進します。	町長公室 健康福祉課
② 多度津町地域サポートネットワーク連絡会議による連携強化	各福祉団体、医療・保健団体、地域のネットワーク及び自殺対策の庁内各分野の部署が連携し、生きる支援に関わる取組状況や課題を共有することで、自殺対策の強化を推進します。	健康福祉課
③ 多度津町ひきこもりサポート会議による連携	ひきこもりの状態にある方が抱える背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意するために、関係者による支援のネットワークを構築します。	健康福祉課

推進施策2. 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、町民の理解の促進を図る必要があります。

そのため、町民の自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、悩みを抱えた人に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関等につなぐこと、さらに命や暮らしの危機に陥ったときには、誰かに援助を求めることが適当であることへの理解と認識を促すことを教育活動や広報活動等を通じて啓発します。

取り組み	内容	担当課
① 自殺や自殺リスク低下に関する広報啓発活動の実施	自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、町民誰もが当事者となり得る重大な問題であること、さらに命や暮らしの危機に陥ったときには、誰かに援助を求めることが適当であることへの理解について、広報紙への掲載や自殺予防の冊子配布等、広く広報啓発活動を行います。	健康福祉課

取り組み	内容	担当課
② 児童、生徒への教育啓発	<p>子どもの頃からの自殺リスク低下につながる教育について、家庭や学校、地域の関係機関と連携し、定期的なアンケートの実施やスクールカウンセラーの配置、個別の教育相談、「いのちの先生」派遣事業等の教育啓発活動に取り組みます。</p> <p>また、担任や養護教諭を中心に子どもたちが発するサインを見逃さないように気をつけたり、教師間で気になる児童生徒の情報交換を行う等、子どもたちが自殺を考えた時、自傷行為に及んだりすることがないように、一人ひとりの状況や困り感、悩み等に寄り添った支援を行います。</p>	教育総務課

推進施策3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

自殺は、様々な要因が重なり起こるといわれており、悩みを抱えている人は、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多くみられるため、悩みを抱えた相談者の自殺の危険性が高い場合には、相談を受けた関係機関がゲートキーパーの役割を担い、生きるための支援につなげることが大切です。

そのため、関係機関の一人ひとりが日頃からその役割を担えるよう、ゲートキーパーについて学ぶ機会を持てるよう支援します。

取り組み	内容	担当課
① ゲートキーパーの養成	<p>様々な要因が複雑に関係し、追い込まれた末の死としての自殺を防ぐためには、早い段階で悩んでいる人に気づき、対応することが大切です。</p> <p>関係機関と連携し、研修会等において自殺リスク低下やゲートキーパーに関する正しい知識の普及を図るとともに、相談者の異変に気づいた場合、関係機関がゲートキーパーの役割を担えるよう支援します。</p>	健康福祉課
② 教職員の資質向上	<p>若年層、特に思春期の人への啓発を強化するため、多度津中学校の教職員を対象に「思春期における自傷・自殺予防について、気になる子どもへの支援について」研修を行い、教員の資質向上を図っています。</p> <p>今後も引き続き、研修会等を通して、教職員の資質向上を図り、児童生徒の不安や悩みに気づき、適切に対応するとともに、教職員が精神的負担を感じメンタル不調に陥らないよう、メンタルヘルス対策に努めます。</p>	教育総務課
③ 窓口対応の充実	<p>町職員一人ひとりが自殺対策に関して共通の認識をもち、窓口等での対応能力の向上に努めます。</p>	町長公室

推進施策4. こころの健康づくりの推進

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件になります。こころの健康を保つには、適度な運動、バランスのとれた食生活に加え、休養が大切な要素になるとされています。十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことは、こころの健康に欠かせない要素となります。また、自殺に追い込まれつつある人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的視点も含む包括的な取り組みが大切です。

そのため、こころの健康づくりのための正しい知識を普及・啓発するとともに、様々な分野における関係機関が連携・協力できる体制を整備し、包括的な取り組みを推進します。

取り組み	内容	担当課
① 正しい知識の普及啓発	食事・運動・休養等がこころの健康づくりに不可欠であることや、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識について、自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて町の広報紙やHPに掲載する等、普及・啓発に取り組みます。	健康福祉課
② こころの健康づくり推進体制の整備	自殺リスク低下のためには、社会・経済的な視点で包括的な取り組みを行うことが重要になります。 民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関にも働きかけ、こころの健康づくり推進体制の整備に取り組みます。	健康福祉課

推進施策5. 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につながるように支援します。また、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題や課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。

取り組み	内容	担当課
① こころの相談の実施	多度津町地域交流センターでの精神保健福祉士による相談会や、保健師や町の担当職員による窓口・電話・訪問による相談を行い、悩みをかかえる人の様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう支援します。	健康福祉課
② ひきこもり支援の相談窓口の設置	ひきこもり支援の相談窓口としてひきこもり支援センター(町が民間会社へ委託)を設置しており、当事者はもとより、家族・支援者に対する公認心理師・臨床心理士等による電話相談、来所相談を継続します。	健康福祉課

推進施策6. 自殺リスク低下に向けた支援

自殺の背景には、職場の問題、生活困窮、育児や介護疲れなど様々な要因があるといわれています。地域生活の現場で起きる問題は、複雑化・複合化しており、これらの要因が連鎖し問題が最も深刻化したときに自殺は起きるといわれています。

そのため、自殺の危険性が低い段階での啓発や、状態が深刻化する前に早期に気づくこと、問題を抱えた人が必要なときに適切な支援につなげること等、様々なリスクを抱える人が相談しやすい環境づくりや居場所づくりに努め、包括的な支援ができるよう関係機関の連携を推進します。

取り組み	内容	担当課
① 見守り活動の充実	問題を抱えた人が、必要なときに適切な関係機関に相談できるよう、相談窓口等に関する情報を分かりやすく発信していくとともに、地域で悩みを抱えている人の早期発見に向けた見守り活動を支援します。	健康福祉課
② 様々な問題を抱える人への支援	失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取り組みにより解決が可能といわれています。 生活困窮、多重債務、出産、育児、児童虐待、ひきこもり、介護、障がい等の生きづらさや孤立のリスクを抱える恐れのある人が必要な関係機関とつながることができるよう支援します。	健康福祉課

推進施策7. 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止

自殺未遂者が再び自殺を図る可能性は、未遂歴のない人に比べて高いことが分かっています。自殺未遂者への支援を充実させることは、自殺リスク低下のために重要な課題の一つとなります。

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐためには、家族や身近な人による日常的な支援の効果が高いといわれています。悩みや抑うつ感を抱えがちな自殺未遂者だけでなく、その家族や身近な人への支援も並行して行うことが大切です。

そのため、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援の充実や、地域の関係機関と連携体制の構築に取り組みます。

取り組み	内容	担当課
① 自殺未遂者本人と家族等の身近な人に対する支援	自殺未遂者の家族や身近な人は、その後の本人を支える重要な担い手である一方、様々な悩みや苦しみを抱えています。 自殺未遂者本人への支援だけでなく、家族や身近な人への支援の充実を図ります。	健康福祉課

取り組み	内容	担当課
② 地域のネットワーク構築と支援	自殺未遂者に対しては身体的治療のみでなく、自殺にまで追い詰められるに至った経過を考慮し、必要に応じて精神科的治療を行い、地域で生活するための社会資源につなげていく継続的な支援体制が求められます。 関係機関とのネットワークの構築を通し、切れ目のない支援を目指します。	健康福祉課

推進施策 8. 遺された人への支援の充実

自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等への支援の充実を図ることが求められています。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供体制の推進を図ることや、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援していくことが重要です。

そのため、自殺者の親族等に対して支援ニーズに応じた情報提供を推進するとともに、自殺者の親族等に対応する公的機関の職員の資質の向上に努めます。

取り組み	内容	担当課
① 遺族等の支援ニーズに対する情報提供の推進	窓口等での相談に対し、適切に対応できるよう能力の向上に努めるとともに、自殺者や遺族等が必要とする支援や、関係団体について情報提供を行います。	健康福祉課
② 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及に努めます	健康福祉課

推進施策 9. 地域のつながりや民間団体との連携強化

自殺対策において、地域のつながりは困難を抱えている人を発見する上で不可欠です。地域で活動している公的機関や関係団体が重要な役割を担っていることを踏まえ、その活動を支援するとともに、連携を強化し、取り組みを推進します。

取り組み	内容	担当課
① 町民及び関係団体との連携強化	社会福祉協議会によるおもいやり見守り・声かけ活動など、見守りによる危機要因の発見、地域課題の提起や課題解決、行政との橋渡し役など、地域の関係団体との情報共有を行い、関係団体との連携の強化に努めます。	健康福祉課

推進施策 10. 子ども・若者、高齢者、女性の自殺対策を推進＜重点施策＞

すべての子どもが生きるために必要な力をつけ、前向きに楽しい人生を送れるよう支援することが大切です。その上で生きる不安を抱える若者の中で、支援を必要とする人が漏れないよう、支援の範囲を広くすることと同時に、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無）ごとに置かれている状況や自殺に追い込まれている事情が異なることから、それぞれの集団の状況に沿った支援を行うことが大切です。

また、高齢者が日々の生活において生きがいや役割を持ち、安心して暮らすことができるよう、地域で孤立することを防ぐ取り組みや、妊娠や産後うつ、子育てや介護疲れ、就労等に関する不安や悩みの解消など、女性の自殺対策に対する取り組みが求められています。

取り組み	内容	担当課
① 子どもの不安や悩みの解消への支援	親や友人、教師等の身近な人が子どもの出したSOSにいかんが気づき、受け止めることができるかということが重要になります。そのため、親や友人、教師等の身近な人が子どもの出したSOSに気づき、どのように受け止めたらよいかについて学ぶ機会を持てるよう支援します。	教育総務課 健康福祉課
② 若者の不安や悩みの解消への支援	若者は、相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向があり、また、思春期から精神的問題を抱える人、ひきこもり経験のある人、自傷行為を繰り返す人、被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える人など、それぞれが抱える問題や立場は様々であり、それぞれの状況にあった支援が必要となります。 若者の置かれている状況や特性に応じた支援ができるよう、様々な関係機関と連携・協力し、支援体制を整備します。	健康福祉課
③ いじめ防止対策への支援	若年層、特に思春期の人への啓発を強化するため、多度津中学校の生徒が日頃から使用している連絡帳の裏面を活用し、各種相談窓口の紹介等を行っています。 今後も引き続き、相談窓口を広く周知していくとともに、学校と行政等の関係機関が連携・協力し、いじめ防止や対応できるような体制づくりに努めていきます。	教育総務課
④ 高齢者への支援	高齢化の進行に伴い、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まる場合があります。 家に閉じこもりがちな高齢者が地域の中で居場所を得ることで、人とのつながりを回復できるように、地域住民等による地域の支え合い活動や居場所づくり等を支援します。	高齢者保険課
⑤ 女性の不安や悩みの解消への支援	妊産婦や子育て中の方や、孤立・孤独や就労に関する悩みなど、困難な問題を抱える女性がその悩みに応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援や不安や課題に寄り添えるよう取り組みを推進します。	健康福祉課 住民環境課

推進施策 11. 勤務問題による自殺対策の推進

労働環境の問題は、心身の健康状態や経済状況などに影響を及ぼし、生活に直結することから、深刻な社会問題であり、労働者、求職者、その人を支える家族それぞれにとって自殺リスク低下のために重要な課題といえます。

安心して働ける職場を得ることは、家庭や社会で役割や居場所を得ることにつながり、やりがいや達成感などが生きることの促進要因となることもあり、就職や職場定着の支援も必要であると考えられます。そうした取り組みは単に業務量の視点だけでなく、職場の人間関係等の視点も踏まえ、行うことが求められています。

そのため、ハラスメントの防止やメンタルヘルス対策などを通じて、自己肯定感の向上を促進することで自殺予防を推進します。

取り組み	内容	担当課
① ハラスメントの防止対策	ハラスメント等の防止に関する研修や取組事例の情報提供等の啓発を行い、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等により、働く人が自殺に追い込まれることがない社会を目指します。	住民環境課
② 町職員のメンタルヘルス	町職員の職場におけるメンタルヘルス対策のため、研修、ストレスチェック、産業医との面談等を行います。 また、長時間労働の是正を図るため、安全衛生委員会を中心にノー残業デーの推進等を行います。	町長公室

第6章 成年後見制度利用促進のための施策（多度津町成年後見制度利用促進計画）

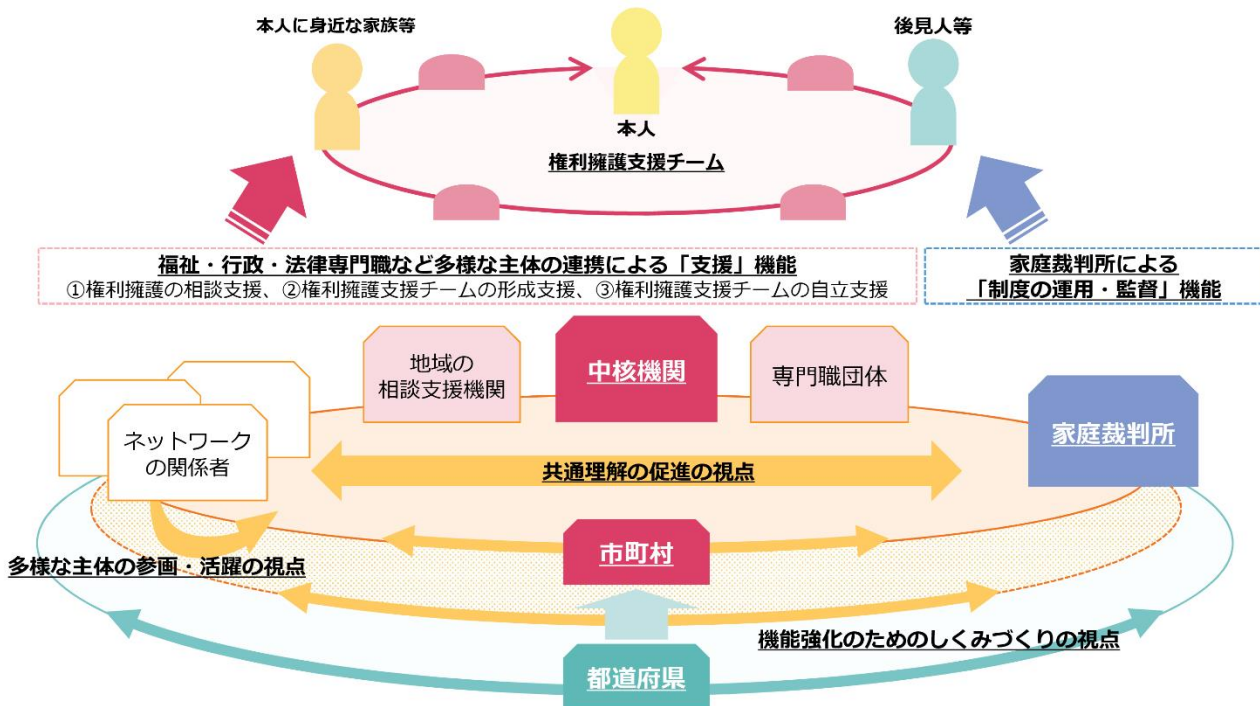
基本目標 権利を守り、意思に寄り添い、生活を支えるまちづくり

推進施策1. 成年後見制度の周知と利用促進

（1）権利擁護を地域で支えるネットワークづくり

取り組み	内容	担当課
① 地域連携ネットワークの仕組みづくり	権利擁護を必要とする方が、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指し、本人や身近な家族、後見人等を保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、適切な支援につなげる仕組みづくりを行います。	健康福祉課 高齢者保険課
② 「中核機関」の機能の充実	「中核機関」とは地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関や体制のことを指し、成年後見制度等の相談窓口として「成年後見支援センターたどつ」を設置しています。 中核機関においては、「広報機能」、「相談機能」、「制度利用促進機能」、「後見人支援機能」、「不正防止効果」等の役割を担い、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター等が協力・連携し、地域における連携・対応強化の推進役として機能の充実に努めます。	健康福祉課 高齢者保険課

【権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ】



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

（2）チーム・協議会機能の充実

取り組み	内容	担当課
① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。	健康福祉課 高齢者保険課
② 地域における「協議会」等の体制づくり	<p>個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。</p> <p>本町においては、福祉・医療・保健、地域及び行政機関が連携し、高齢者、児童及び障がい者の福祉の促進を図ることを目的とした既存の「多度津町地域サポートネットワーク連絡会議」があります。その連絡会議の専門部会として「成年後見制度利用促進対策部会」（以下「成年後見部会」という。）を令和2年4月に設置しました。</p> <p>成年後見部会では、成年後見制度の利用促進に関する基本的事項や中核機関・地域連携ネットワークの在り方等について協議します。</p> <p>また、関係機関の担当者及び専門職の知識及び経験を、成年後見制度の利用促進に関する施策に反映させるため、「実務者会」を設置し、個別事例の検討や情報交換等を行い、本人を見守る体制や「チーム」を支援する仕組みを検討します。</p>	健康福祉課 高齢者保険課

（3）日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

取り組み	内容	担当課
① 町長申立て	判断能力が不十分な方が、成年後見人等を必要としている状況にもかかわらず、本人や親族等が申立てをすることが難しい場合、町長が家庭裁判所に申立てます。	健康福祉課 高齢者保険課
② 申立て費用・報酬助成	成年後見制度の利用が必要な方で、その費用負担が困難な方に対し、申立て費用や成年後見人等に対する報酬費用を助成します。	健康福祉課 高齢者保険課
③ 後見人支援	家庭裁判所との連携を強化し、受任後の成年後見人等への活動支援をできるよう体制整備を整えます。	健康福祉課 高齢者保険課
④ 市民後見人養成支援	利用促進を図るため、研修を実施し市民後見人候補者の活動支援、相談等に応じます。	健康福祉課

（4）制度の周知・啓発

取り組み	内容	担当課
① 成年後見制度の周知・啓発	広報紙、ホームページ、SNS、パンフレット等に、制度に関する情報を掲載し、制度について正しく周知をします。	健康福祉課 高齢者保険課
② 制度の理解促進のための研修の実施	本町や関係団体の職員等支援に携わる関係者を対象とした研修を行い、成年後見制度の理解促進を図ります。	健康福祉課 高齢者保険課

第7章 再犯防止推進のための施策（多度津町再犯防止推進計画）

基本目標 非行や犯罪をした人を孤立させないまちづくり

推進施策1. 再犯防止の取り組みの推進

（1）就労・住居の確保

取り組み	内容	担当課
① 生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業や就労準備支援事業、就労訓練事業、住居確保給付金の支給などにより、刑務所出所者等を含む生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	健康福祉課
② 就業相談	コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、就労を希望する人に対し、情報提供を行うなど就業相談に努めます。	健康福祉課
③ 住居の確保	対象者の状況に応じて、公営住宅や福祉の既存制度の活用も検討しながら、適切な相談先や支援につなげます。	健康福祉課

（2）福祉・保健医療サービス及び相談支援の充実

取り組み	内容	担当課
① 福祉・保健医療サービスの充実	すべての町民が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況を踏まえた保健、医療、福祉等のサービスの提供につなげるとともに、各種サービスについてさらなる充実を図ります。	健康福祉課
② 相談支援体制の構築	更生し、地域で自立した生活を送ろうとする方のさまざまな課題に対応するため、関係機関と相互に連携・協働を図り、早期から切れ目のない相談支援に努めます。	健康福祉課

（3）学校等と連携した修学支援及び非行の未然防止

取り組み	内容	担当課
① 学校等と連携した修学支援	家庭の状況にかかわらず、子どもたちが安心して勉学に打ち込めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童・生徒の状況に応じた修学支援に努めます。	教育総務課
② 就学援助	経済的理由により就学等が困難な児童生徒の保護者に対して、就学奨励費支給要綱に基づき、学校でかかる経費の援助を行います。	教育総務課
③ 青少年の健全育成・非行の未然防止	法務少年支援センター高松（高松少年鑑別所）などと連携し、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発に努めます。	教育総務課

（４）民間協力者の活動支援及び啓発活動の推進

取り組み	内容	担当課
① 更生保護関係団体への活動支援	善通寺地区更生保護サポートセンターや保護司会、更生保護女性会等の民間協力者の活動の促進や支援を行います。	健康福祉課
② 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	保護司会を始め、善通寺地区更生保護サポートセンター等の関係機関や地域住民の協力を得ながら、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」(毎年7月)の事業などを通じて、再犯防止についての広報・啓発に努めます。 また、法務省や香川県が作成した啓発資材を活用した再犯防止に関する広報・啓発や薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の推進に取り組みます。	健康福祉課

（５）国・県・市町・民間団体との連携強化

取り組み	内容	担当課
① 関係機関との連携の強化	高松保護観察所等の国の機関、香川県、矯正施設等と、それぞれ把握している課題の情報共有を行うなど連携を強化し、更生支援の取り組みを推進します。	健康福祉課
② 民間協力者との連携の構築	再犯防止推進のために欠くことのできない存在である民間協力者との適切な役割分担によって、効果的な連携体制を構築します。	健康福祉課

第8章 計画の推進に向けて

地域福祉計画の推進に当たっては、地域福祉を担う各主体が多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。また、自殺対策計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野及び関係機関が連携し、総合的に自殺対策を実施するために情報や課題を共有する仕組みを構築・強化し、効果的な推進につなげていくことが大切です。

1 地域福祉に携わる各主体の役割

町民の役割（自助）

町民一人ひとりが自らも地域社会を支える構成員の一人であることを自覚し、地域福祉の主体者としての役割が求められています。

そのため、自分が住む地域について関心を持ち、身近な地域での集まりや共感できるボランティア活動、各種研修や講座などへの参加により、地域における困りごとを他人事ではなく我が事として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の一員として活動することが期待されます。

地域活動団体・委員の役割（互助）

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、自治会・町内会などの地域活動団体は、各団体の特性を活かしながら、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応するとともに、地域住民に向けた活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

民生委員・児童委員は、高齢者、障がいのある人、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動が期待されています。

福祉施設・福祉事業者の役割（共助）

福祉施設・福祉事業者は、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民や地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、地域行事への参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する専門的な知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

行政・社会福祉協議会の役割（公助）

行政は、町民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成や町民活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。本計画は地域という視点で様々な分野を横断的につなげる役割も担っていることから、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、町民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役として組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

2 自殺対策に携わる各主体の役割

町民の役割

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰かに援助を求めることが適切であるということを理解し、危機に陥った人の心情や背景を理解するように努め、自らのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処できるようにします。

学校の役割

児童・生徒等のこころとからだの健康づくりや生きる力を育てるための教育の推進や、児童生徒のSOSを見逃さない教職員の研修等を行い、児童・生徒等の自殺予防に取り組みます。

企業・事業所の役割

ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケアを中心としたこころの健康づくりを進め、働きやすい職場づくりに努め、勤労者の自殺予防に取り組みます。

医療機関の役割

患者・利用者への適切な医療・ケア・サービスを提供するとともに、自殺予防に向けて、他の専門医療や地域保健福祉との連携を図ります。

また、関係機関それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、自殺対策に取り組みます。

関係団体・機関の役割

それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、自殺対策に取り組みます。

行政の役割

本計画の進行管理及び検証をするとともに、各主体と連携・協働し計画を推進します。

3 計画の周知・普及

前述しました地域福祉や自殺対策、さらには成年後見制度の利用促進や再犯防止を推進する上で、計画の目指す方向性や取り組みについて、町民、ボランティア団体や NPO などの地域活動団体、福祉施設・福祉事業者、学校、企業、医療機関、社会福祉協議会、行政等の計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「広報たどつ」や町ホームページ、多度津町公式 SNS 等を通じて、計画を広く町民に周知し、普及に努めます。

4 計画の進行管理・評価

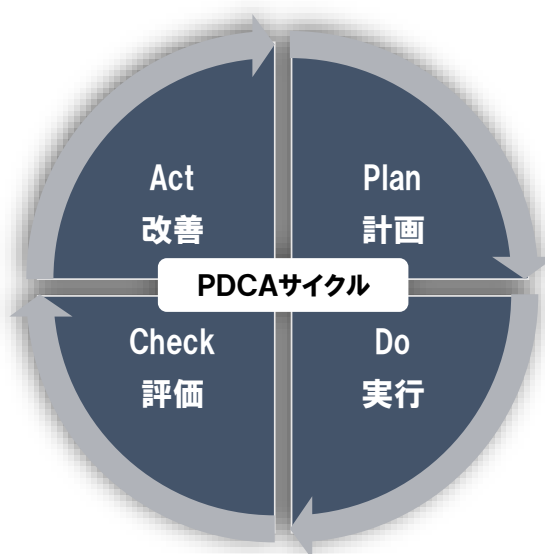
本計画の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもとに連携し、推進していくためには、計画の達成度を評価し、一定の期間において計画を見直すことが必要です。

計画に基づく重点施策の進捗状況や、達成度について重点施策ヒアリングシート※を用いて定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常により良い活動や取り組みを推進する「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

※【重点施策ヒアリングシートイメージ】

重点施策ヒアリングシート	
担当課	記入者名
計画書	多度津町地域福祉計画・多度津町自殺対策計画
計画の体系	推進目標
	推進施策
計画（案）に記載されている施策の方向	公民館など地域の身近な既存施設の活用を充実するとともに、空き家などの有効活用等について検討を行います。
	計画（案）に記載されている公助による取り組み内容
関連事業	【事業名】
	【現状：直近までの取り組み状況】
	【評価】
今後の方向性	
備考	

【PDCA サイクルイメージ】



第9章 資料編

1 計画改訂版（2022年3月）の施策の検証・評価

施策の検証・評価の総括

2022年3月に改訂した「多度津町地域福祉計画・自殺対策計画」の取り組みについて、評価を行いました。設定した58の具体的な取組について評価するとともに、関係課等に対し、課題や今後の方向性についての調査を行いました。

延べ79個の取り組みが実施され、評価の結果は、「評価A（計画どおり進行中）」が48個、「評価B（概ね計画どおりだが、一部未実施）」が22個、「評価C（未着手）」が9個となっています。（1つの活動を複数の部署が担当している場合等があります。）

基本目標・推進施策 （★重点施策）	推進 施策数	評価		
		A 計画どおり 進行中	B 一部 未実施	C 未着手
全 体	79	48	22	9
みんなが地域福祉活動に参加するまちづくり	18	11	6	1
（1）“我が事”として捉える地域づくり	4	1	2	1
（2）町民の福祉意識の向上	4	1	3	0
（3）人材の育成、支援	3	3	0	0
（4）地区組織・団体活動の充実	5	5	0	0
（5）居場所・活動拠点の整備と充実★	2	1	1	0
人と人が支え合い、安心して暮らせるまちづくり	15	7	7	1
（1）地域でのつながりづくり	3	1	2	0
（2）支え合いネットワークの構築	1	0	1	0
（3） <u>防災、防犯対策の推進★</u>	7	4	3	0
（4）移動手段の確保	1	1	0	0
（5）バリアフリーのまちづくり	3	1	1	1
福祉サービスが利用しやすいまちづくり	11	9	2	0
（1）「丸ごと」支援できる地域づくり	4	4	0	0
（2）情報提供の充実	3	2	1	0
（3） <u>相談体制の充実★</u>	2	2	0	0
（4）生活困窮者への支援	1	0	1	0
（5）保健・医療・福祉等の連携強化	1	1	0	0

第9章 資料編

基本目標・推進施策 (★重点施策)	推進 施策数	評価		
		A 計画どおり 進行中	B 一部 未実施	C 未着手
誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり	22	11	6	5
(1) 子ども・若者への支援の充実	4	1	3	0
(2) 町民一人ひとりの気づきと見守りの推進★	3	2	1	0
(3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成	3	0	2	1
(4) こころの健康づくりの推進	2	2	0	0
(5) 自殺リスク低下に向けた支援	4	4	0	0
(6) 職場における自殺対策の推進	2	1	0	1
(7) 自殺未遂者の再企図防止	2	0	0	2
(8) 遺された人への支援の充実	1	0	0	1
(9) コロナ禍における自殺対策の推進	1	1	0	0
再犯防止への取り組み	5	2	1	2
(1) 就労・住居の確保のための取り組み	1	1	0	0
(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進	1	0	0	1
(3) 非行の防止及び学校等と連携した 就学支援実施のための取り組み	1	0	1	0
(4) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動 の推進のための取り組み	1	1	0	0
(5) 国・県・市町・民間団体との連携強化	1	0	0	1
成年後見制度利用促進のための取り組み	8	8	0	0
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	2	2	0	0
(2) チーム・協議会機能の充実	1	1	0	0
(3) 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進	5	5	0	0

地域福祉推進のための施策の検証・評価

『基本目標1. みんなが地域福祉活動に参加するまちづくり』では、「各種養成講座の開催」「ボランティアポイント制度の実施」「空き家等を活用した移住定住の促進及び地域内外における交流」等の具体的な動きや成果がみられるものの、一方で、「老人クラブ等の会員減少や役員の高齢化等による活動継続」「ウィズコロナを考えた交流活動やあいさつ運動の継続」「地域創生に資する事業の検証」等が課題として挙げられています。

『基本目標2. 人と人が支え合い、安心して暮らせるまちづくり』では「第2層協議体における地域情報や課題の共有」、「配食サービスによる声掛け・見守り」等の具体的な動きや成果がみられるものの、一方で、「地域行事への参加者の固定化」「実効性のある個別避難計画の作成」「飲食店や店舗等、民間の企業等に対するノーマライゼーションの理念の普及」「民間事業者等に対する合理的配慮義務化に対する周知啓発」等が課題として挙げられています。

『基本目標3. 福祉サービスが利用しやすいまちづくり』では、「地域包括ケアシステムの構築を目指す各事業の情報共有と共有課題の解決に向けた定例会の開催」「おもいやりネットワーク会議の開催」「障害者相談支援事業による専門スタッフによる個別支援」等の具体的な動きや成果がみられています。一方で「デジタル・デバイド（情報格差）の解消」「相談員の高齢化等による後継者不足」「気軽に相談できる環境づくり」等が課題として挙げられています。

自殺対策推進のための施策の検証・評価

『【自殺対策の基本目標】誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり』では、「若年層向けの冊子配布や教職員の研修実施」「心の相談日による対応」「町職員安全衛生委員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施」等の具体的な動きや成果がみられるものの、一方で、「児童生徒の背景の多様化」「教職員が持つ不安や悩みへの対応」「ハラスメント防止の啓発手法の確立」等が課題として挙げられています。

再犯防止推進のための施策の検証・評価

『再犯防止への取り組み』では、「法務省や県の啓発資材の活用による広報・啓発」等の具体的な動きや成果がみられるものの、一方で、「高松保護観察所等の国の機関、香川県、矯正施設等との連携強化」等が課題として挙げられています。

成年後見制度利用促進のための施策の検証・評価

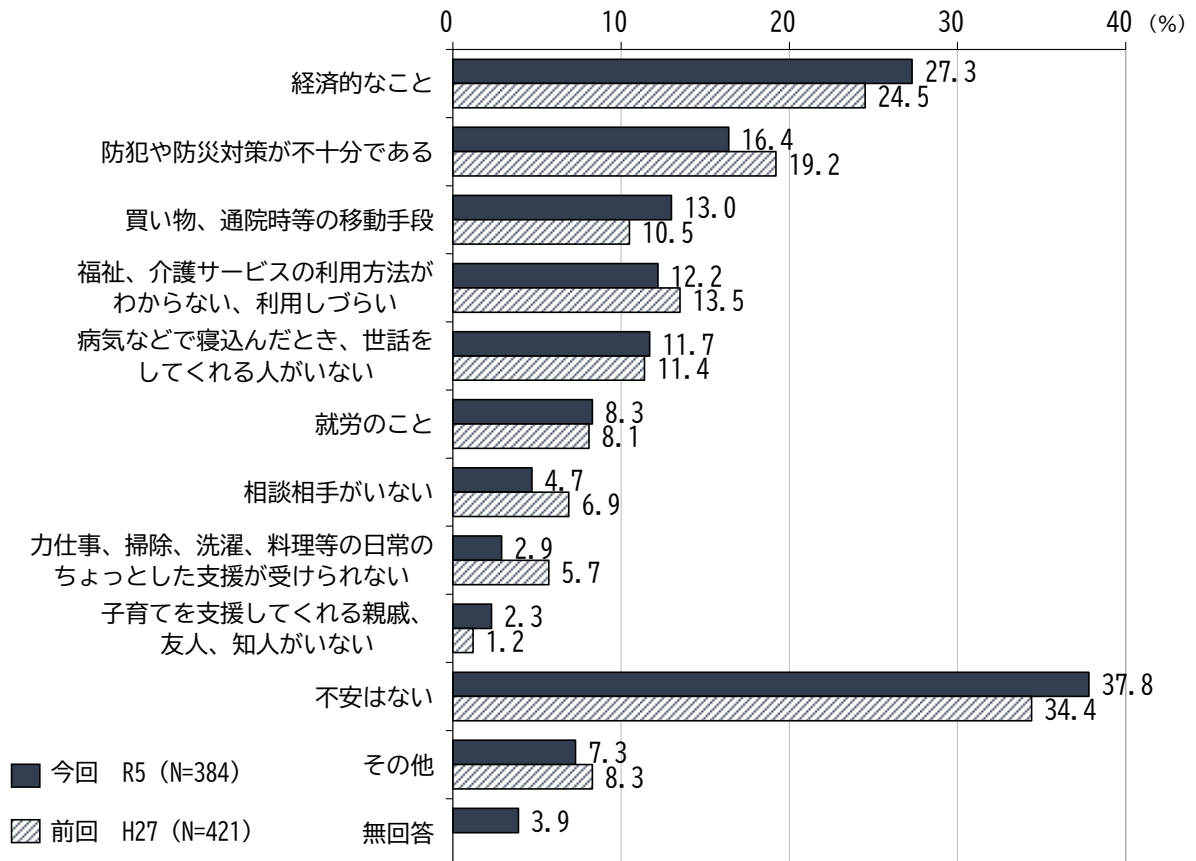
『成年後見制度利用促進のための取り組み』では、「関係機関との連携体制の構築」「権利擁護に関する相談や手続き・経済的支援」等の具体的な動きや成果がみられています。

2 町民アンケート調査結果（抜粋）

あなた自身が日常生活で困っていること、不安なことは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

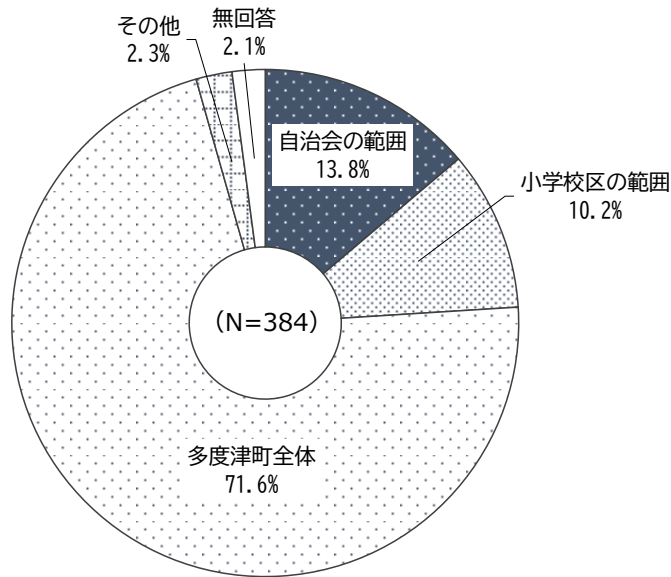
回答者自身が日常生活で不安なことについてたずねると、「経済的なこと」が 27.3%と最も多く、次いで「防犯や防災対策が不十分である」16.4%、「買い物、通院時等の移動手段」13.0%となっている。一方で、「不安はない」37.8%も多くなっている。

前回の調査結果と比較すると、「不安はない」と回答した人の割合が3.4ポイント増加しており、「防犯や防災対策が不十分である」と回答した人の割合が2.8ポイント減少している。



「自分のまち」と考える範囲はどこまでですか。【一つだけに○】

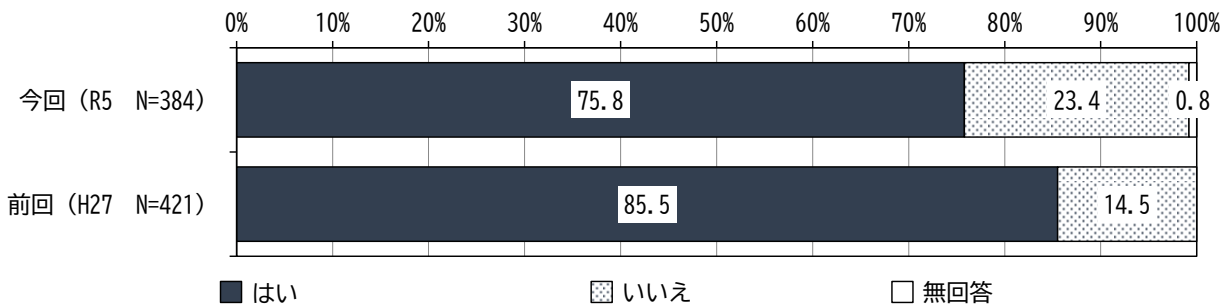
自分のまちと考える範囲についてたずねると、「多度津町全体」が71.6%と最も多く、次いで「自治会の範囲」13.8%、「小学校区の範囲」10.2%となっている。



現在、あなたの世帯は自治会に加入していますか。【一つだけに○】

自治会に加入状況についてたずねると、「はい」75.8%、「いいえ」23.4%となっている。

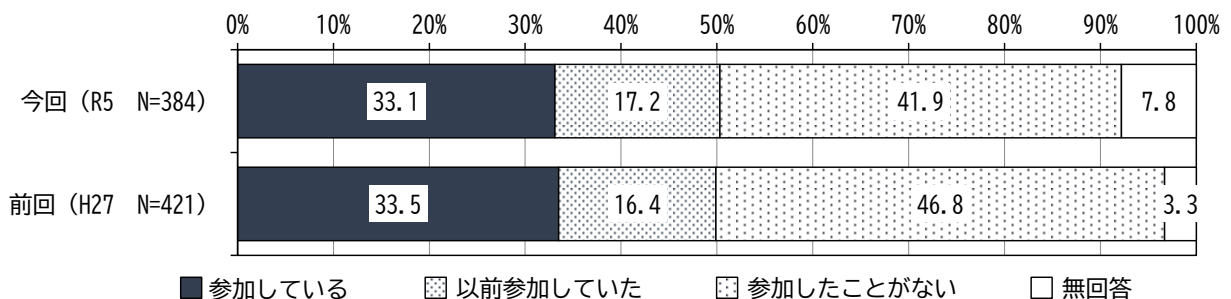
前回の調査結果と比較すると、「いいえ」と回答した人の割合が8.9ポイント増加している。



あなたは地域組織活動（消防団、自主防災組織、PTAなど）に参加していますか。【一つだけに○】

地域組織活動に参加状況についてたずねると、「参加したことがない」が41.9%と最も多く、次いで「参加している」33.1%、「以前参加していた」17.2%となっている。

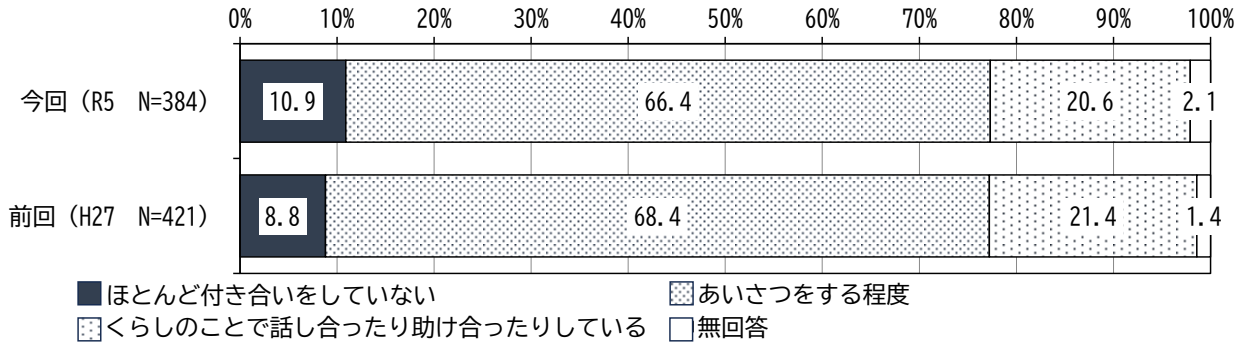
前回の調査結果と比較すると、「参加したことがない」と回答した人の割合が4.9ポイント減少している。



日頃、どのような近所付き合いをしていますか。【一つだけに○】

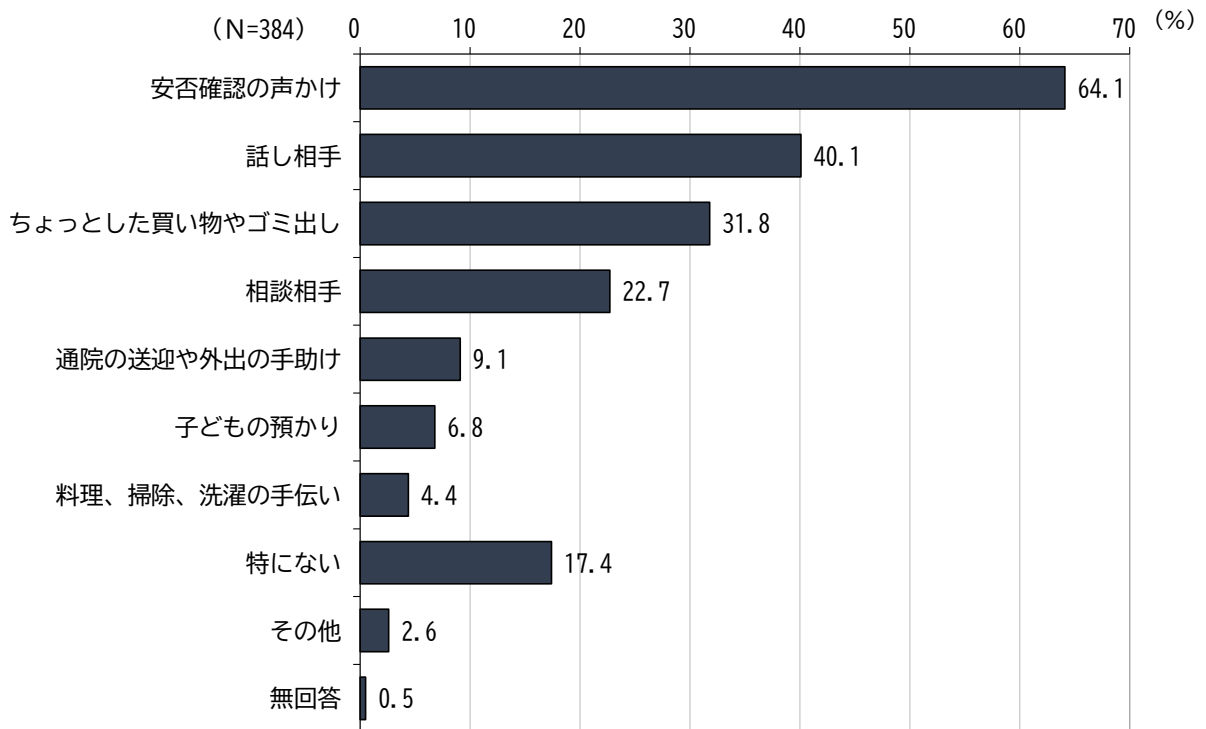
日頃の近所付き合いについてたずねると、「あいさつをする程度」が 66.4%と最も多く、次いで「くらしのことで話し合ったり助け合ったりしている」20.6%、「ほとんど付き合いをしていない」10.9%となっている。

前回の調査結果と比較すると、大きな差はみられなかった。



もし近くで困っている世帯があった場合、あなたが手助けを行えることは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

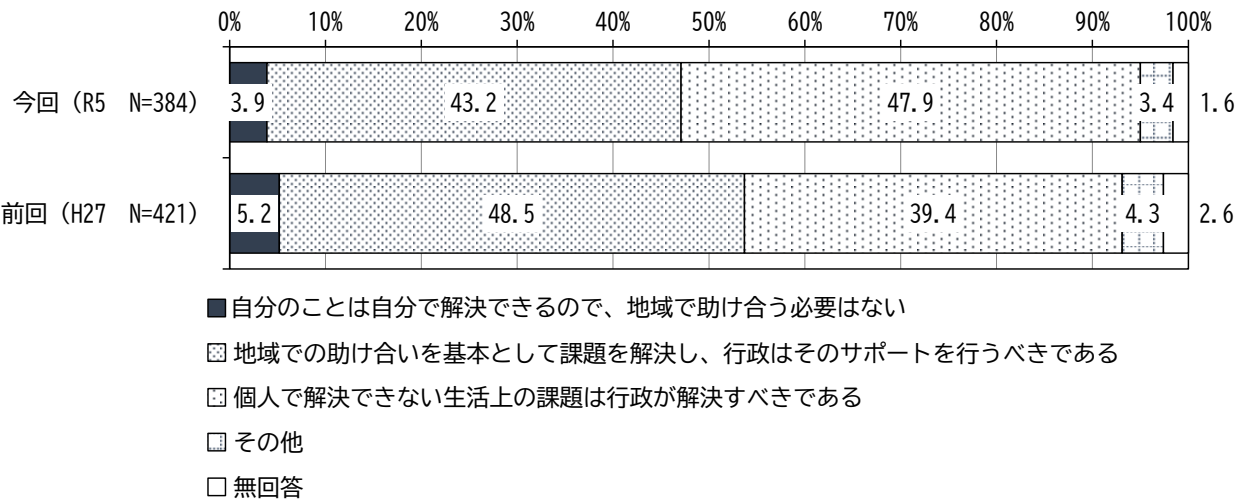
近くで困っている世帯があった場合に行える手助けについてたずねると、「安否確認の声かけ」が 64.1%と最も多く、次いで「話し相手」40.1%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」31.8%、「相談相手」22.7%となっている。



地域社会のあり方について、あなたの考えに近いものはどれですか。【一つだけに○】

地域社会のあり方についての考えについてたずねると、「個人で解決できない生活上の課題は行政が解決すべきである」が47.9%と最も多く、次いで「地域での助け合いを基本として課題を解決し、行政はそのサポートを行うべきである」43.2%、「自分のことは自分で解決できるので、地域で助け合う必要はない」3.9%となっている。

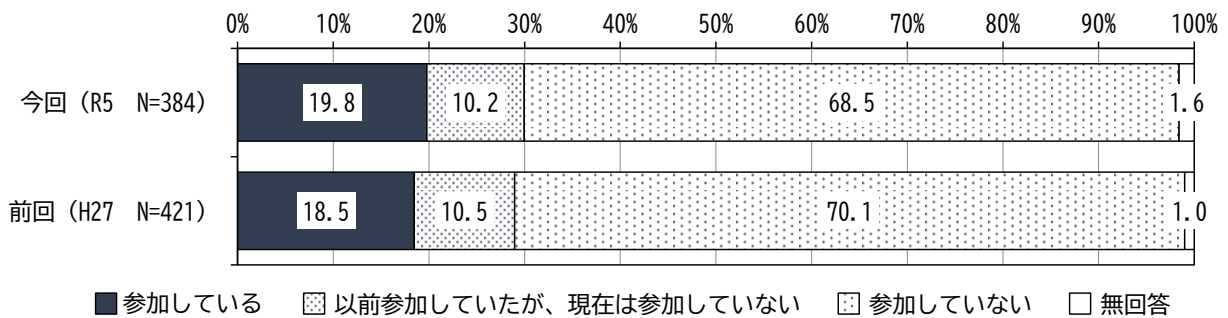
前回の調査結果と比較すると、「個人で解決できない生活上の課題は行政が解決すべきである」と回答した人の割合が8.5ポイント増加している。



ボランティアなどの地域活動に参加していますか。【一つだけに○】

ボランティアなどの地域活動の参加状況についてたずねると、「参加していない」が68.5%と最も多く、次いで「参加している」19.8%、「以前参加していたが、現在は参加していない」10.2%となっている。

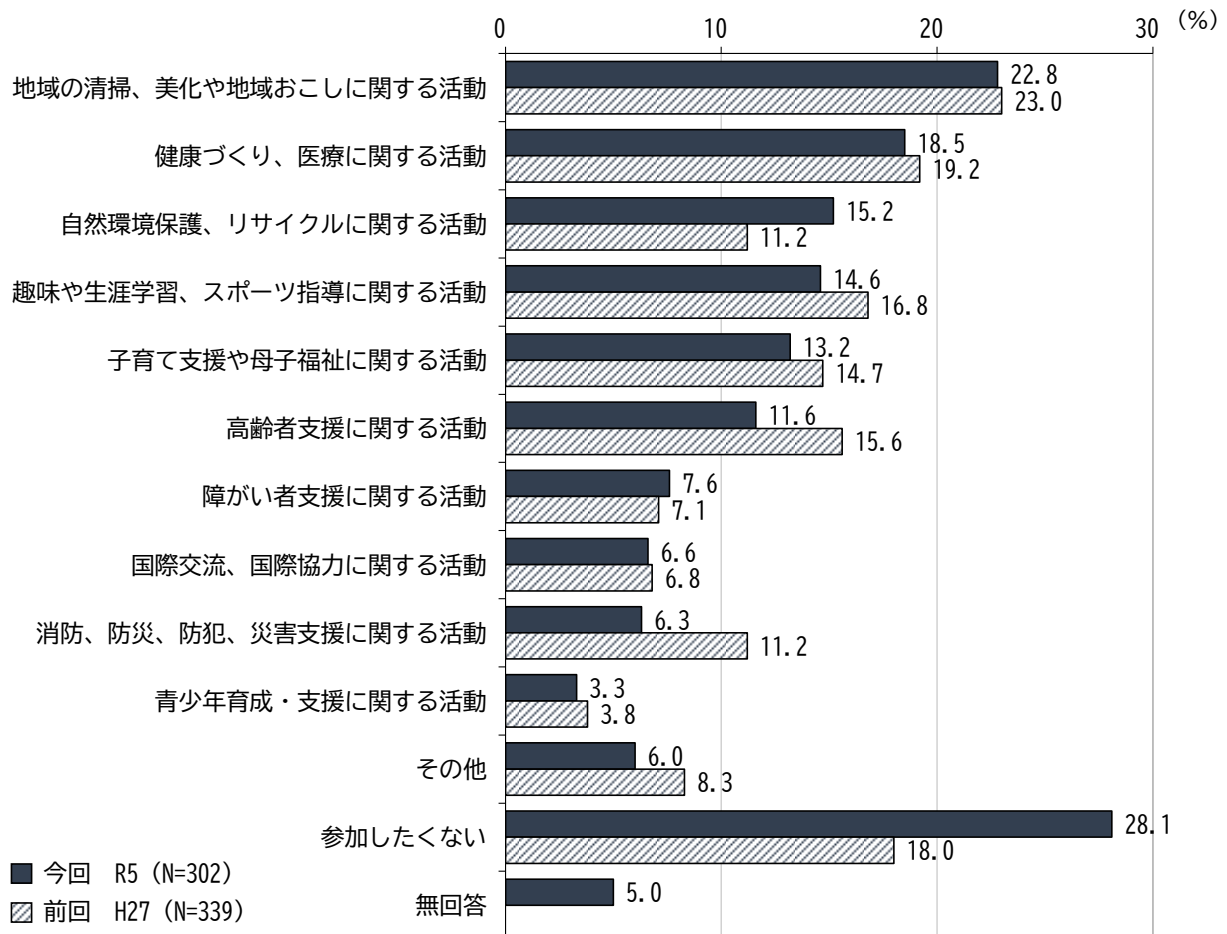
前回の調査結果と比較すると大きな差はみられなかった。



今後参加できる機会があれば、どの分野の活動に参加したいと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

今後どの分野の活動に参加したいかについてたずねると、「地域の清掃、美化や地域おこしに関する活動」が 22.8%と最も多く、次いで「健康づくり、医療に関する活動」18.5%、「自然環境保護、リサイクルに関する活動」15.2%となっている。一方で、「参加したくない」と回答した人の割合が 28.1%と多くなっている。

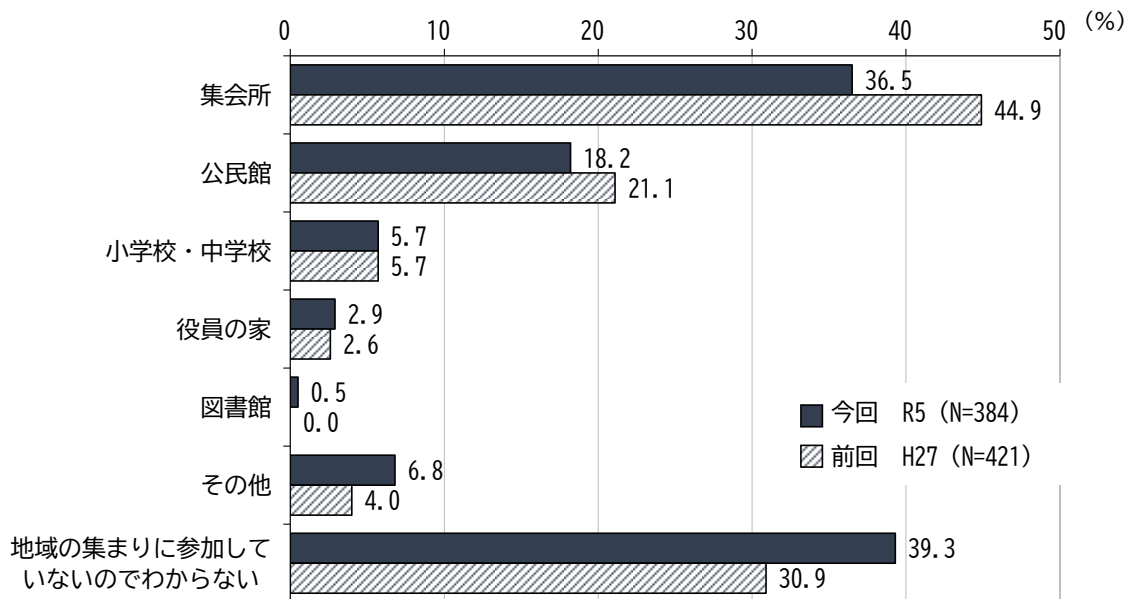
前回の調査結果と比較すると、「参加したくない」と回答した人の割合が 10.1ポイント増加しており、「消防、防災、防犯、災害支援に関する活動」と回答した人の割合が4.9ポイント減少している。



日頃、地域で集まったり話し合ったりする場所はどこですか。【あてはまるものすべてに○】

日頃、地域で集まったり話し合ったりする場所についてたずねると、「集会所」が 36.5%と最も多く、次いで「公民館」18.2%、「小学校、中学校」5.7%となっている。一方で、「地域の集まりに参加していないのでわからない」と回答した人の割合が 39.3%と多くなっている。

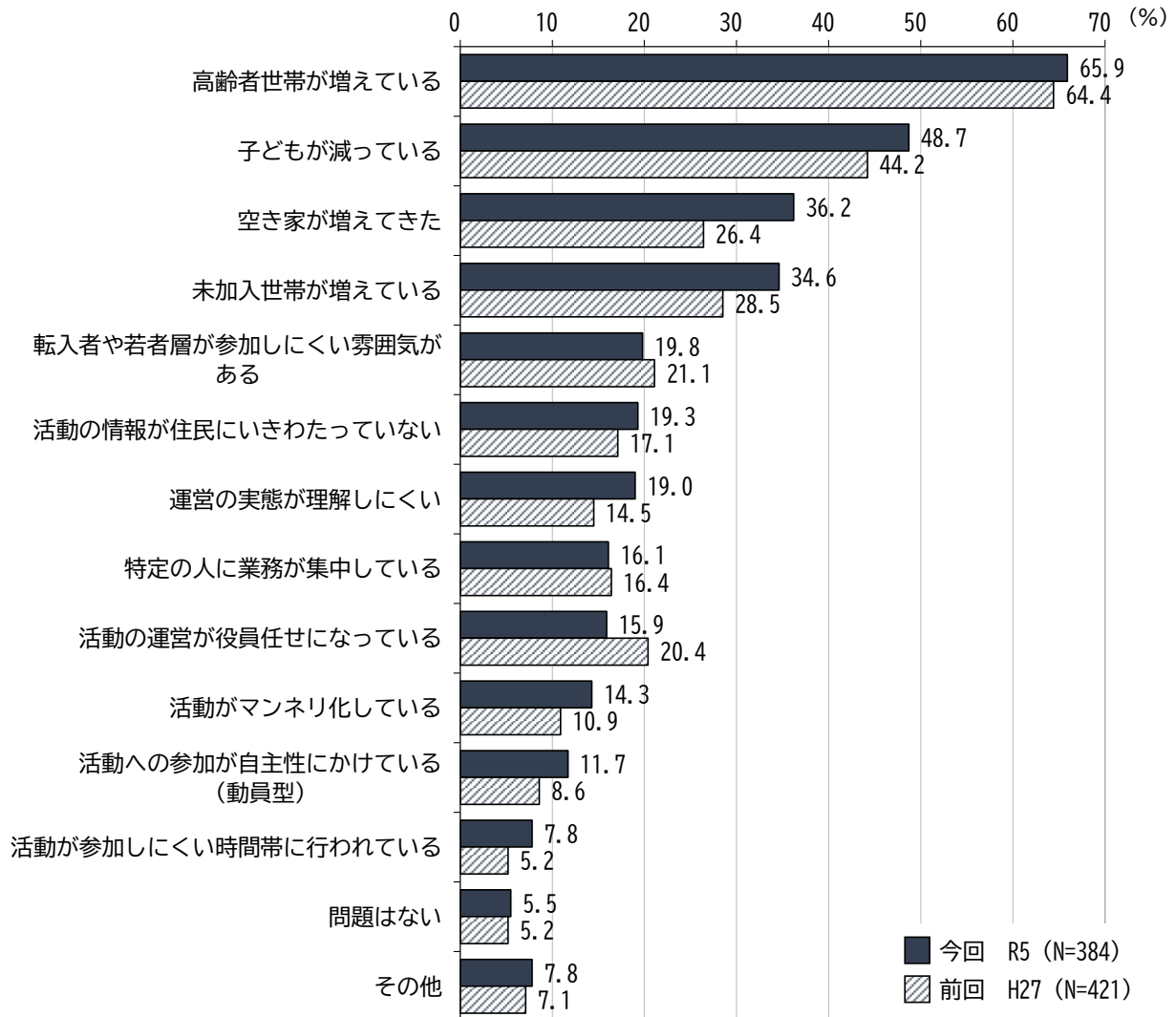
前回の調査結果と比較すると、「地域の集まりに参加していないのでわからない」と回答した人の割合が 8.4ポイント増加しており、「集会所」と回答した人の割合が 8.4ポイント減少している。



現在の自治会や地域組織（消防団、自主防災組織、PTA など）の活動にどのような問題があると思いますか。【あてはまるものすべてに○】

自治会や地域組織の活動上の問題についてたずねると、「高齢者世帯が増えている」が65.9%と最も多く、次いで「子どもが減っている」48.7%、「空き家が増えてきた」36.2%、「未加入世帯が増えている」34.6%となっている。

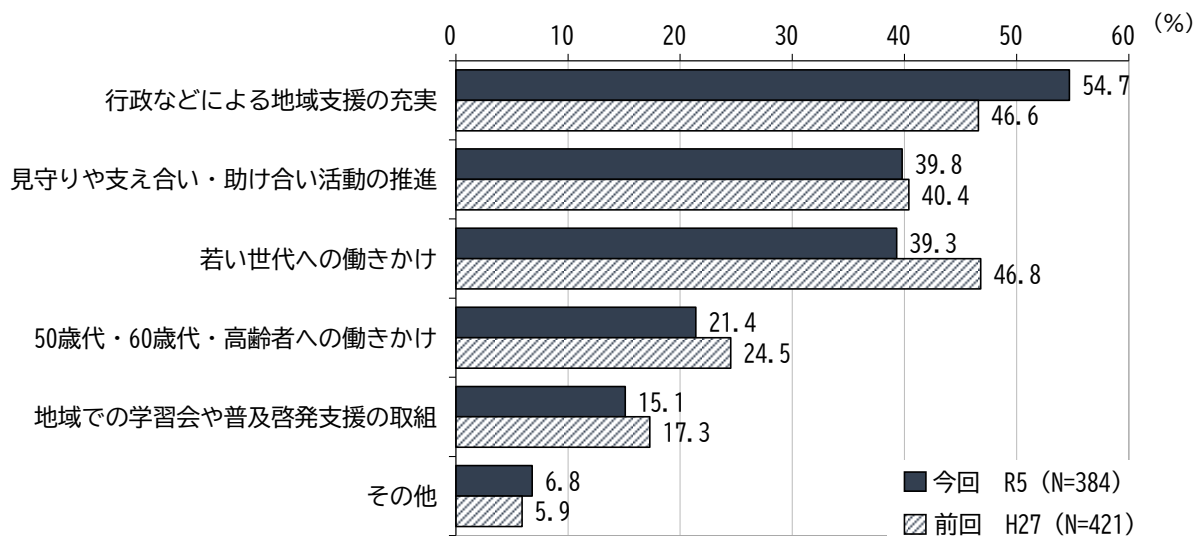
前回の調査結果と比較すると、「空き家が増えてきた」と回答した人の割合が9.8ポイント増加しており、「活動の運営が役員任せになっている」と回答した人の割合が4.5ポイント減少している。



地域の活動において、地域住民が地域で発生している問題を「我が事＝自分のこと」としてとらえ、主体的に解決に取り組むことが必要といわれていますが、そのためにはどのような手段が有効だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

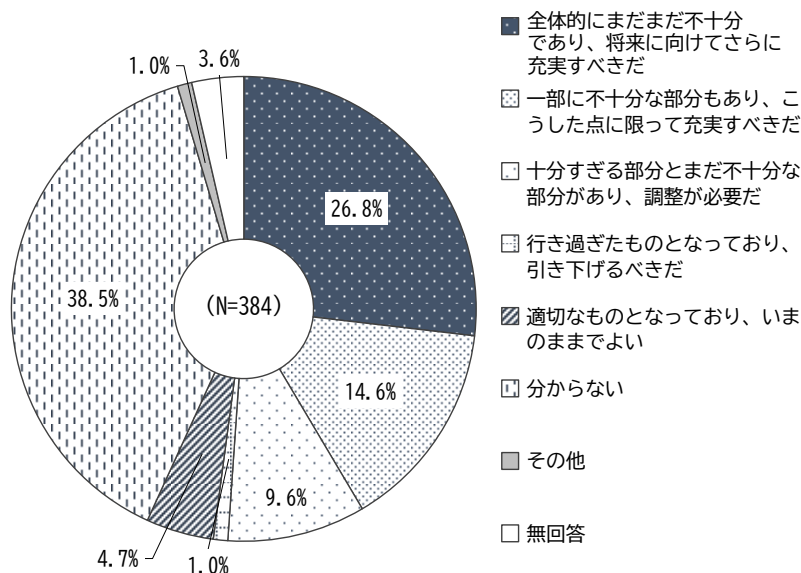
「我が事＝自分のこと」としてとらえるために有効な手段についてたずねると、「行政などによる地域支援の充実」が 54.7%と最も多く、次いで「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」39.8%、「若い世代への働きかけ」39.3%となっている。

前回の調査結果と比較すると、「行政などによる地域支援の充実」と回答した人の割合が 8.1ポイント増加しており、「若い世代への働きかけ」と回答した人の割合が 7.5ポイント減少している。



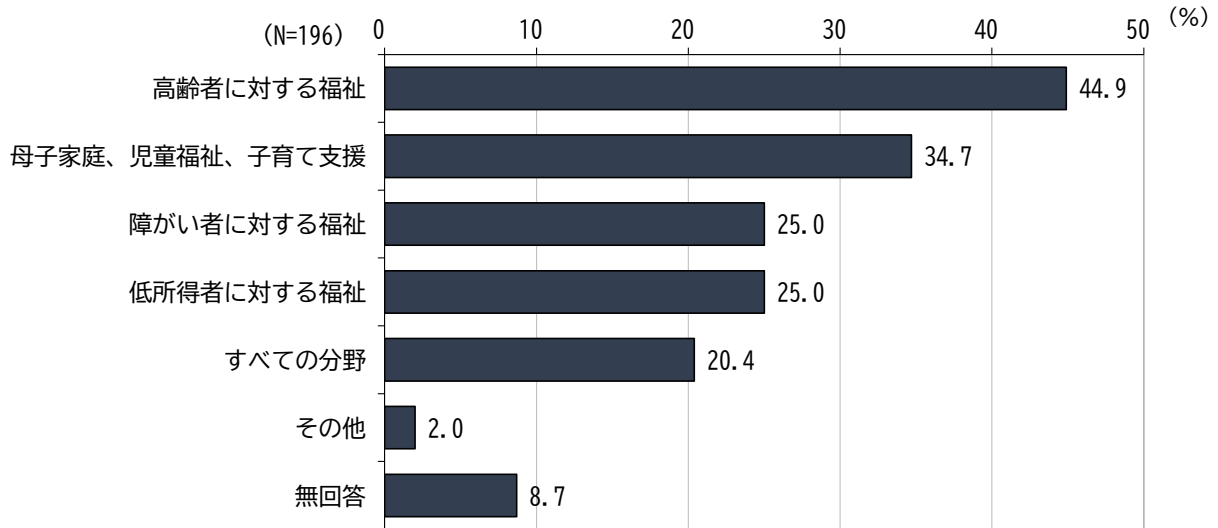
現在の高齢者、障がい者や保育、生活困窮などに対して行政が行うサービス（公的福祉サービス）の水準についてどのように思いますか。【一つだけに○】

公的福祉サービスの水準についての考えについてたずねると、「全体的にまだまだ不十分であり、将来に向けてさらに充実すべきだ」が 26.8%と最も多く、次いで「一部に不十分な部分もあり、こうした点に限って充実すべきだ」14.6%、「十分すぎる部分とまだ不十分な部分があり、調整が必要だ」9.6%となっている。一方で、「分からない」が 38.5%と多くなっている。



公的福祉サービスの水準についてどの分野で不十分だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

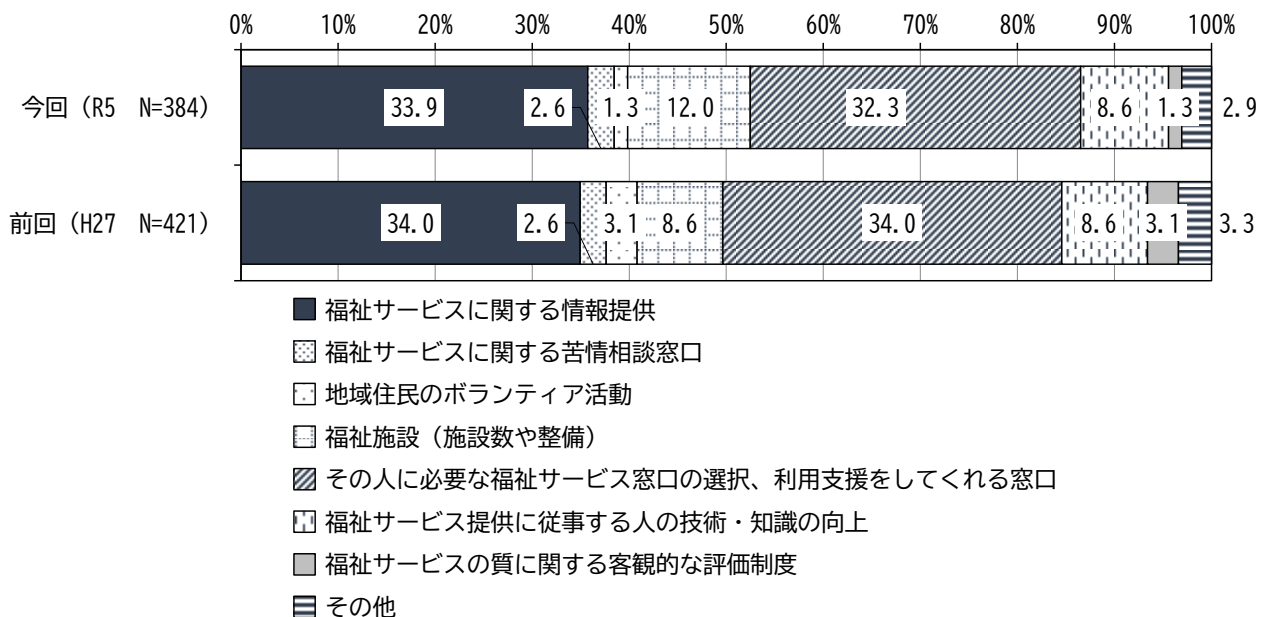
公的福祉サービスが不十分だと思う分野は、「高齢者に対する福祉」が44.9%と最も多く、次いで「母子家庭、児童福祉、子育て支援」34.7%、「障がい者に対する福祉」、「低所得者に対する福祉」同率25.0%となっている。



援助を必要とする方が、適切に福祉サービスを利用できるようにするために、何を優先させるべきだと思いますか。【一つだけに○】

適切に福祉サービスを利用できるようにするために、何を優先させるべきかについてたずねると、「福祉サービスに関する情報提供」が33.9%と最も多く、次いで「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」32.3%、そのほかは1.3~12.0%で推移している。

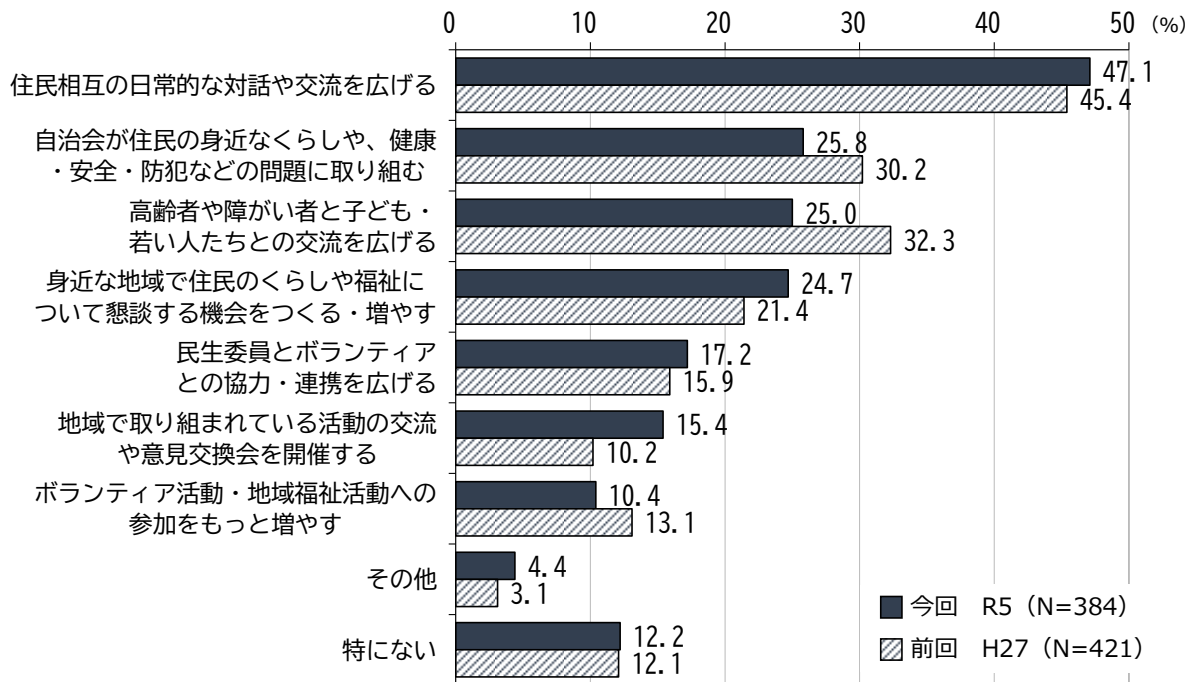
前回の調査結果と比較すると、大きな差はみられなかった。



お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進める上で、住民が取り組むべきことは何だと思えますか。【あてはまるものすべてに○】

お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進める上で、住民が取り組むべきことについてたずねると、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」が47.1%と最も多く、次いで「自治会が住民の身近なくらしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」25.8%、「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」25.0%となっている。

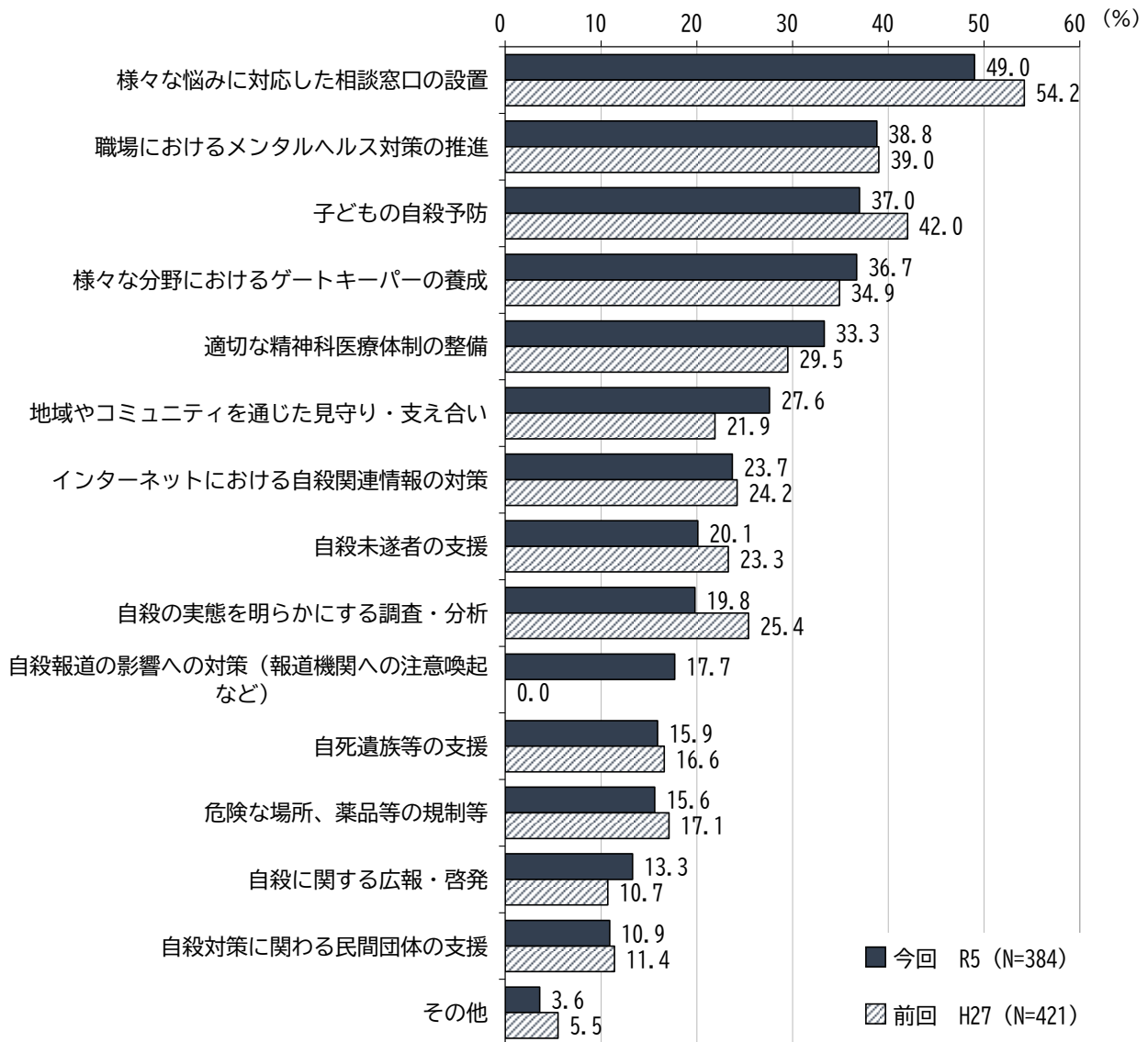
前回の調査結果と比較すると、「地域で取り組まれている活動の交流や意見交換会を開催する」と回答した人の割合が5.2ポイント増加しており、「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」と回答した人の割合が7.3ポイント減少している。



今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。【あてはまるものすべてに○】

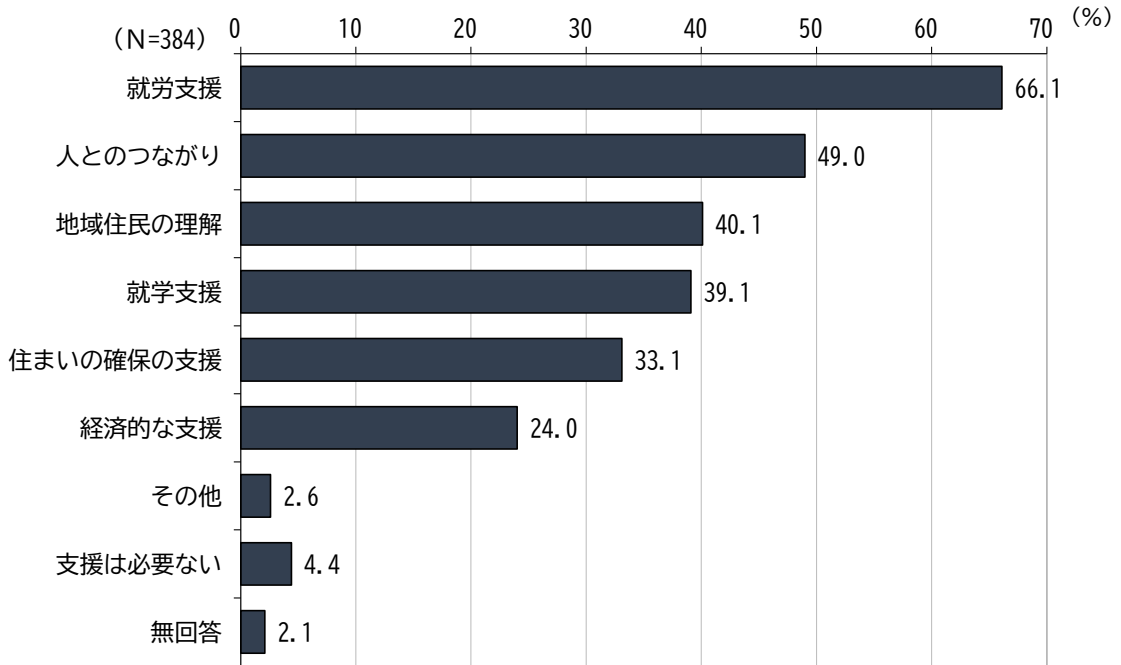
今後どのような自殺対策が必要になると思うかについてたずねると、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が49.0%と最も多く、次いで「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」38.8%、「子どもの自殺予防」37.0%、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」36.7%となっている。

前回の調査結果と比較すると、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」と回答した人の割合が5.7ポイント増加しており、「自殺の実態を明らかにする調査・分析」と回答した人の割合が5.6ポイント減少している。



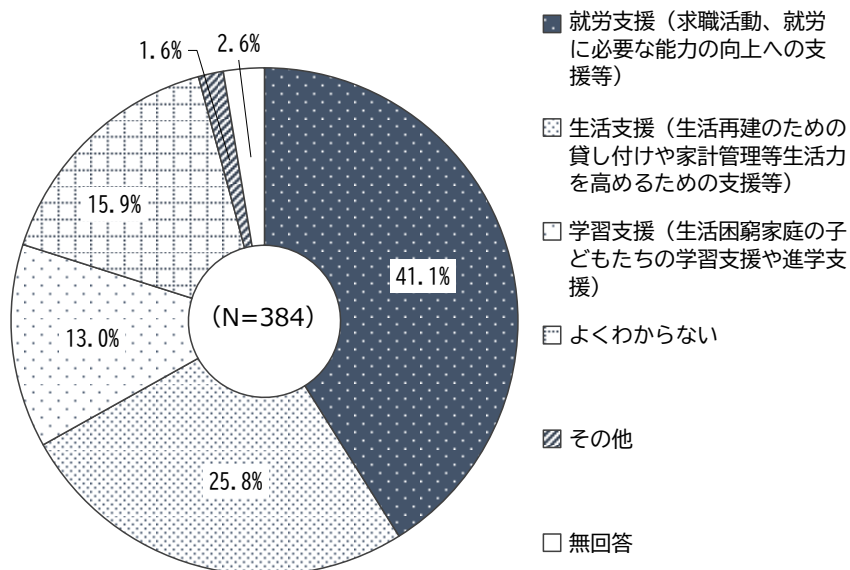
非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。【あてはまるものすべてに○】

非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことについてたずねると、「就労支援」が 66.1%と最も多くなっている。次いで「人とのつながり」49.0%、「地域住民の理解」40.1%、「就学支援」39.1%となっている。



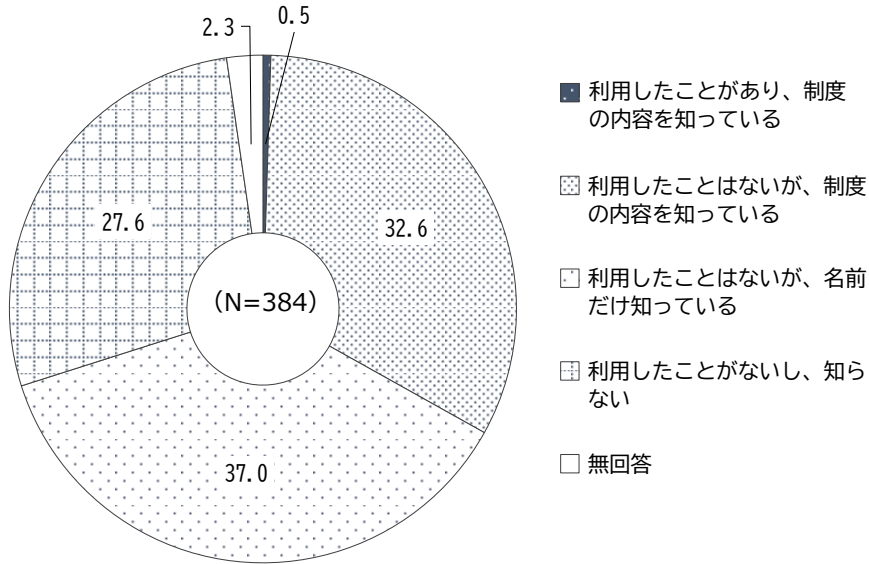
生活困窮の問題や支援制度について、具体的にどのような支援が必要だと思いますか。【一つだけに○】

生活困窮の問題や支援制度に対する必要な支援についてたずねると、「就労支援（求職活動、就労に必要な能力の向上への支援等）」が 41.1%と最も多く、次いで「生活支援（生活再建のための貸し付けや家計管理等生活力を高めるための支援等）」25.8%、「よくわからない」15.9%となっている。



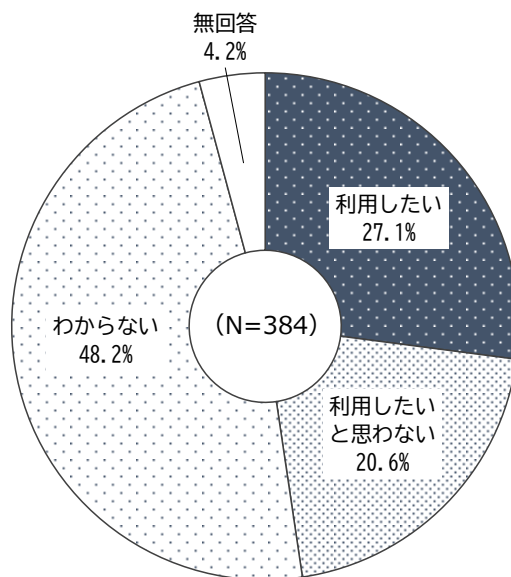
「成年後見制度」※1について知っていますか。【一つだけに○】

「成年後見制度」の認知度についてたずねると、「利用したことはないが、名前だけ知っている」が37.0%と最も多く、次いで「利用したことはないが、制度の内容を知っている」32.6%、「利用したことがないし、知らない」27.6%となっている。



あなた自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。【一つだけに○】

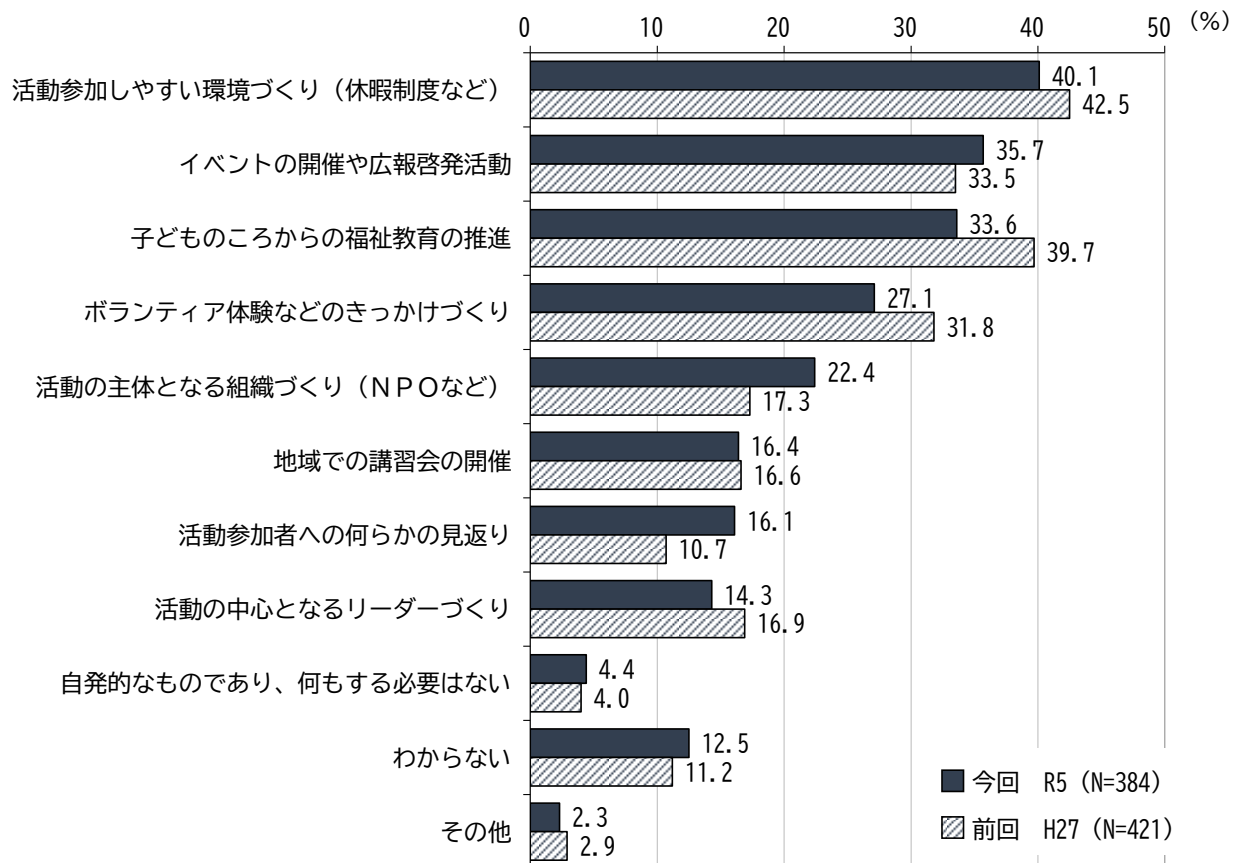
自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなった場合に成年後見制度を利用したいと思うかについてたずねると、「わからない」が48.2%と最も多く、次いで「利用したい」27.1%、「利用したいと思わない」20.6%となっている。



今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】

地域での福祉活動を盛んにするためにどのようなことが効果的だと思うかについてたずねると、「活動参加しやすい環境づくり（休暇制度など）」が40.1%と最も多く、次いで「イベントの開催や広報啓発活動」35.7%、「子どものころからの福祉教育の推進」33.6%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」27.1%となっている。

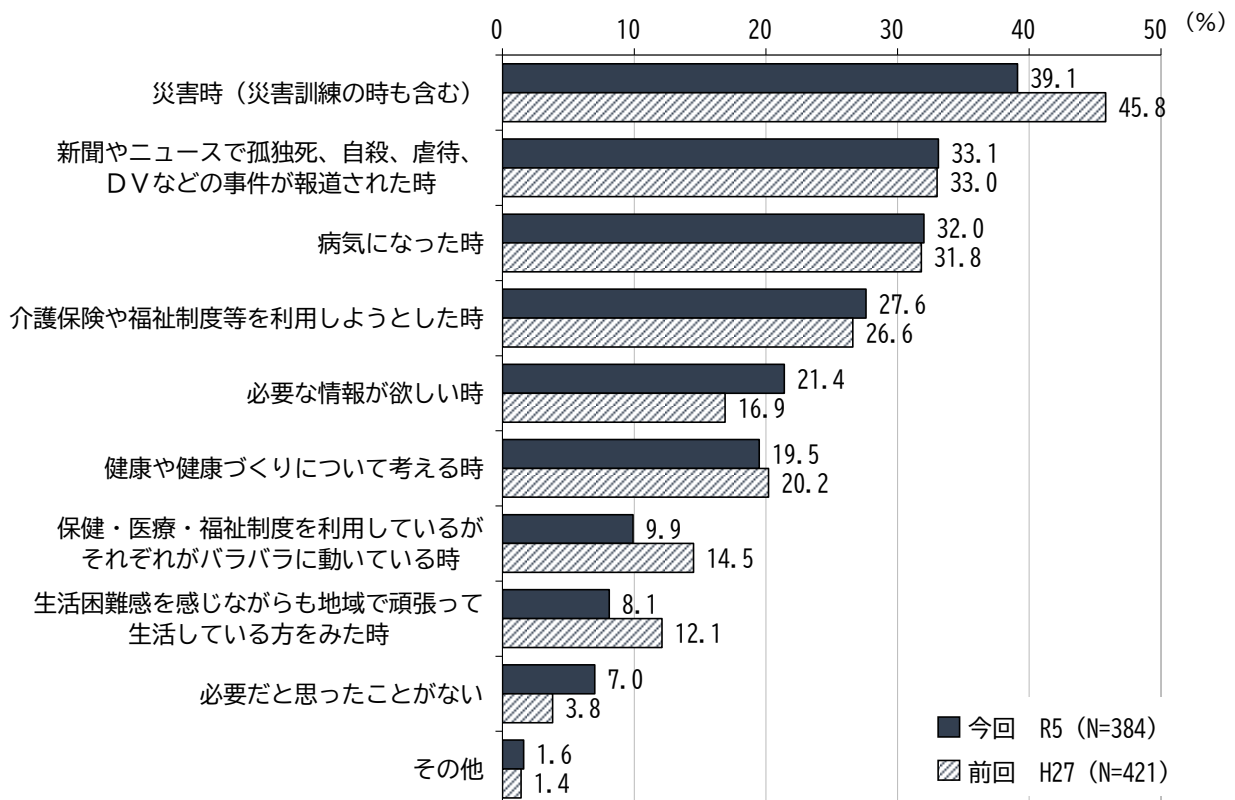
前回の調査結果と比較すると、「活動参加者への何らかの見返り」と回答した人の割合が5.4ポイント増加しており、「子どものころからの福祉教育の推進」と回答した人の割合が6.1ポイント減少している。



住みよいまちづくりを推進するため、保健・医療・福祉の連携が必要だといわれています。あなたは、今までに、どのような時にそう思いましたか。【3つまで〇】

どのような時に保健・医療・福祉の連携が必要だと思うかについてたずねると、「災害時（災害訓練の時も含む）」が 39.1%と最も多く、次いで「新聞やニュースで孤独死、自殺、虐待、DVなどの事件が報道された時」33.1%、「病気になったとき」32.0%、「介護保険や福祉制度等を利用しようとした時」27.6%となっている。

前回の調査結果と比較すると、「必要な情報が欲しい時」と回答した人の割合が4.5ポイント増加しており、「災害時（災害訓練の時も含む）」と回答した人の割合が6.7ポイント減少している。

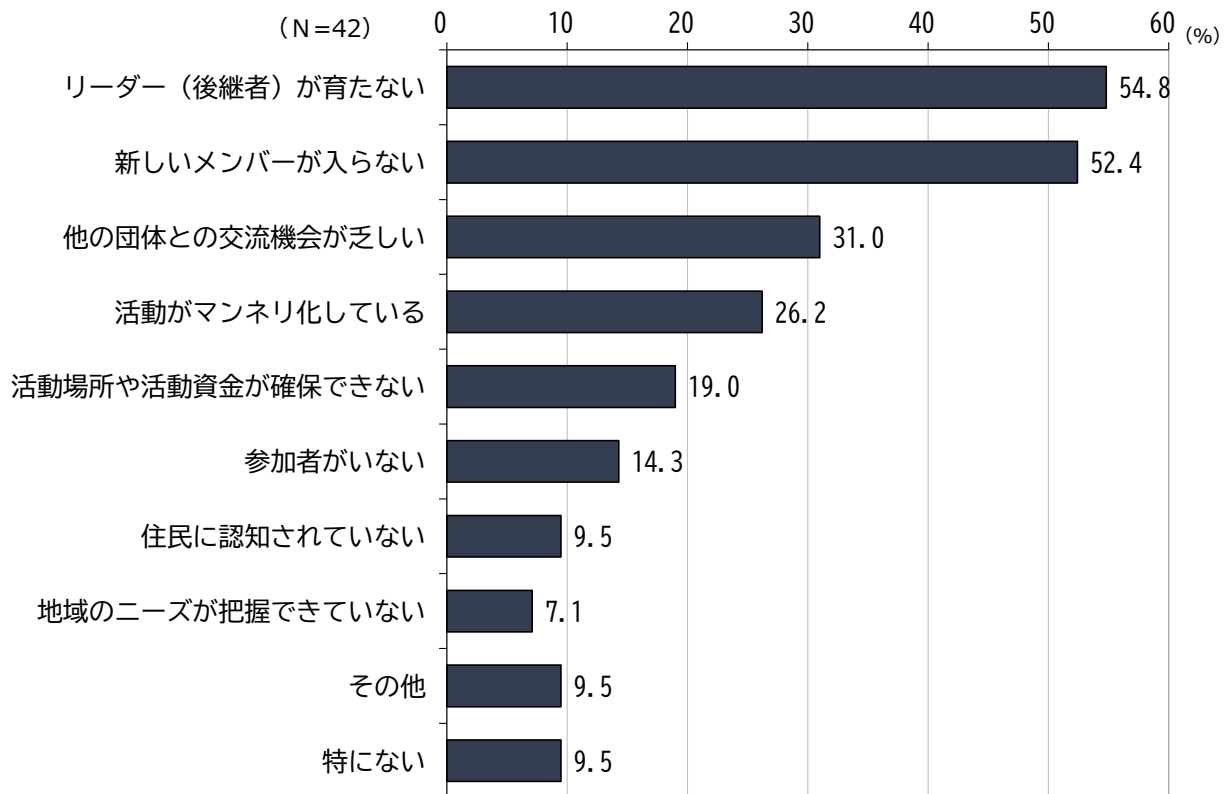


3 事業所アンケート調査結果（抜粋）

貴団体（事業所）が現在活動している中で困っていることを教えてください。【あてはまるものすべてに○】

団体（事業所）が現在活動している中で困っていることについてたずねると、「リーダー（後継者）が育たない」が 54.8%と最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」52.4%、「他の団体との交流機会が乏しい」31.0%となっている。

組織形態別にみると、町内会・自治会では「リーダー（後継者）が育たない」、「新しいメンバーが入らない」が同率で 66.7%、社会福祉法人では「リーダー（後継者）が育たない」、「他の団体との交流機会が乏しい」が同率で 57.1%、福祉関係団体では「新しいメンバーが入らない」が 77.8%とそれぞれ最も多くなっている。



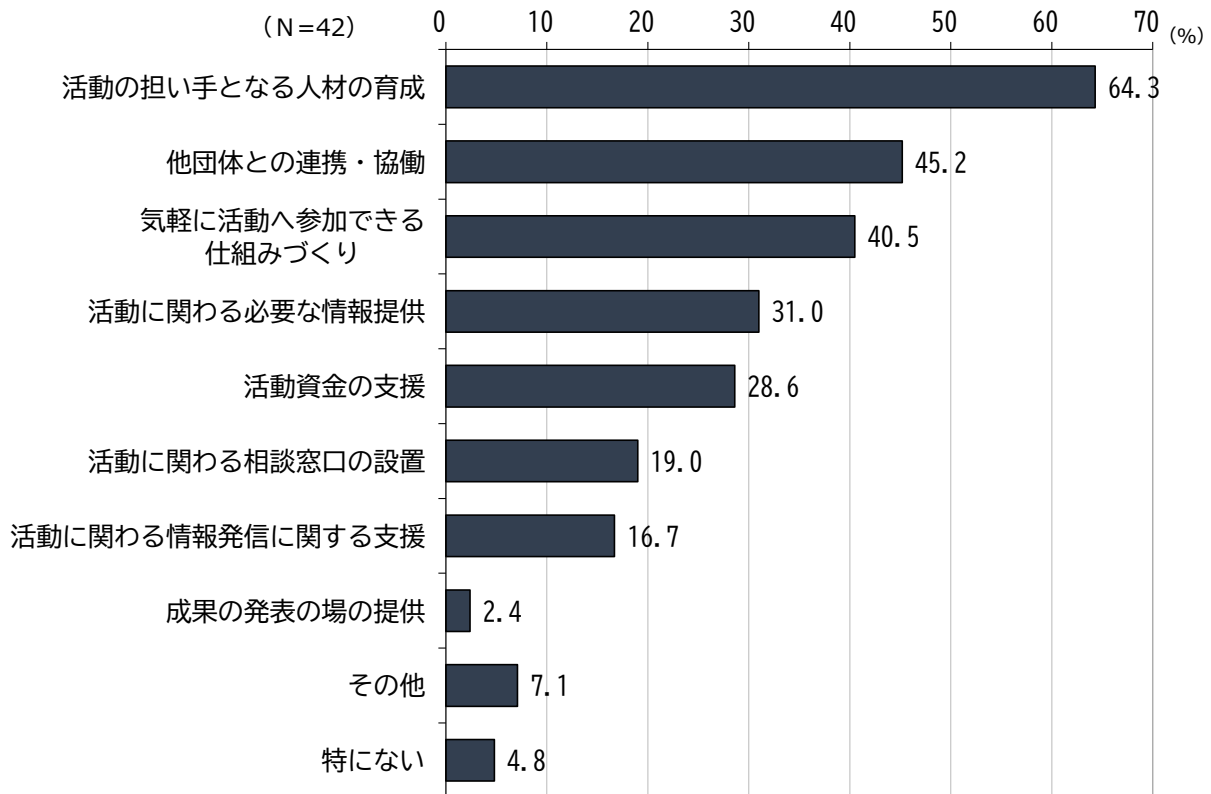
組織形態別	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		育たないリーダー（後継者）が	入らない新しいメンバーが	が乏しい他の団体との交流機会	し活動がマンネリ化	確保できない活動場所や活動資金が	参加者がいない	い住民に認知されていない	で地域のニーズが把握	その他	特になし
全体	42	54.8	52.4	31.0	26.2	19.0	14.3	9.5	7.1	9.5	9.5
ボランティア団体	2	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	50.0	50.0	-
NPO法人	2	100.0	-	50.0	-	100.0	-	50.0	-	-	-
町内会・自治会	9	66.7	66.7	22.2	44.4	22.2	44.4	33.3	-	-	-
社会福祉法人	7	57.1	28.6	57.1	28.6	42.9	14.3	-	-	14.3	-
福祉関係団体	9	66.7	77.8	33.3	22.2	-	11.1	-	11.1	-	11.1
その他	12	33.3	50.0	16.7	8.3	-	-	-	8.3	16.7	25.0

貴団体（事業所）貴団体の活動を持続させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

【あてはまるものすべてに○】

団体（事業所）貴団体の活動を持続させるために必要だと思うことについてたずねると、「活動の担い手となる人材の育成」が64.3%と最も多く、次いで「他団体との連携・協働」45.2%、「気軽に活動へ参加できる仕組みづくり」40.5%となっている。

組織形態別にみると、町内会・自治会、社会福祉法人、福祉関係団体では「活動の担い手となる人材の育成」が6割以上と最も多く、町内会・自治会では次いで「他団体との連携・協働」44.4%、社会福祉法人では次いで「他団体との連携・協働」、「活動に関わる必要な情報提供」、「活動資金の支援」同率57.1%、福祉関係団体では次いで「気軽に活動へ参加できる仕組みづくり」、「活動に関わる必要な情報提供」同率55.6%となっています。

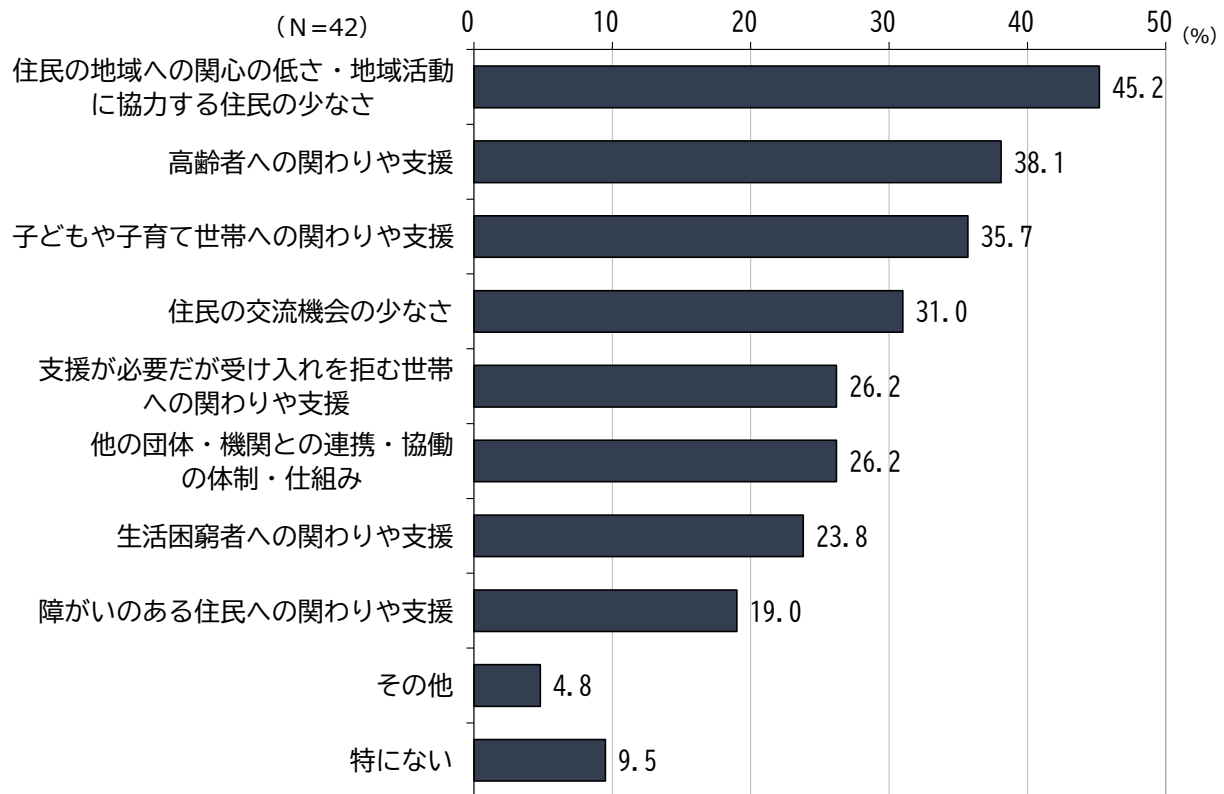


【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		人材の育成担い手となる	他団体との連携・協働	気軽に活動へ参加できる	活動に関わる必要な情報提供	活動資金の支援	活動に関わる相談窓口の設置	活動に関する情報発信	成果の発表の場の提供	その他	特にない
1位 2位	42	64.3	45.2	40.5	31.0	28.6	19.0	16.7	2.4	7.1	4.8
組織形態別	ボランティア団体	2	100.0	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-	-
	NPO法人	2	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	-	-
	町内会・自治会	9	77.8	44.4	22.2	-	22.2	-	11.1	-	11.1
	社会福祉法人	7	71.4	57.1	28.6	57.1	57.1	42.9	14.3	-	-
	福祉関係団体	9	66.7	44.4	55.6	55.6	-	22.2	22.2	11.1	-
	その他	12	41.7	25.0	41.7	25.0	25.0	8.3	8.3	-	16.7

貴団体（事業所）の活動を通じて感じている（または住民から聞こえてくる）地域の課題はどのようなことですか。【あてはまるものすべてに○】

団体（事業所）の活動を通じて感じている（または住民から聞こえてくる）地域の課題についてたずねると、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が45.2%と最も多く、次いで「高齢者への関わりや支援」38.1%、「子どもや子育て世帯への関わりや支援」35.7%となっている。

組織形態別にみると、町内会・自治会では「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」66.7%が最も多く、福祉関係団体では「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」、「子どもや子育て世帯への関わりや支援」同率66.7%が最も多くなっている。



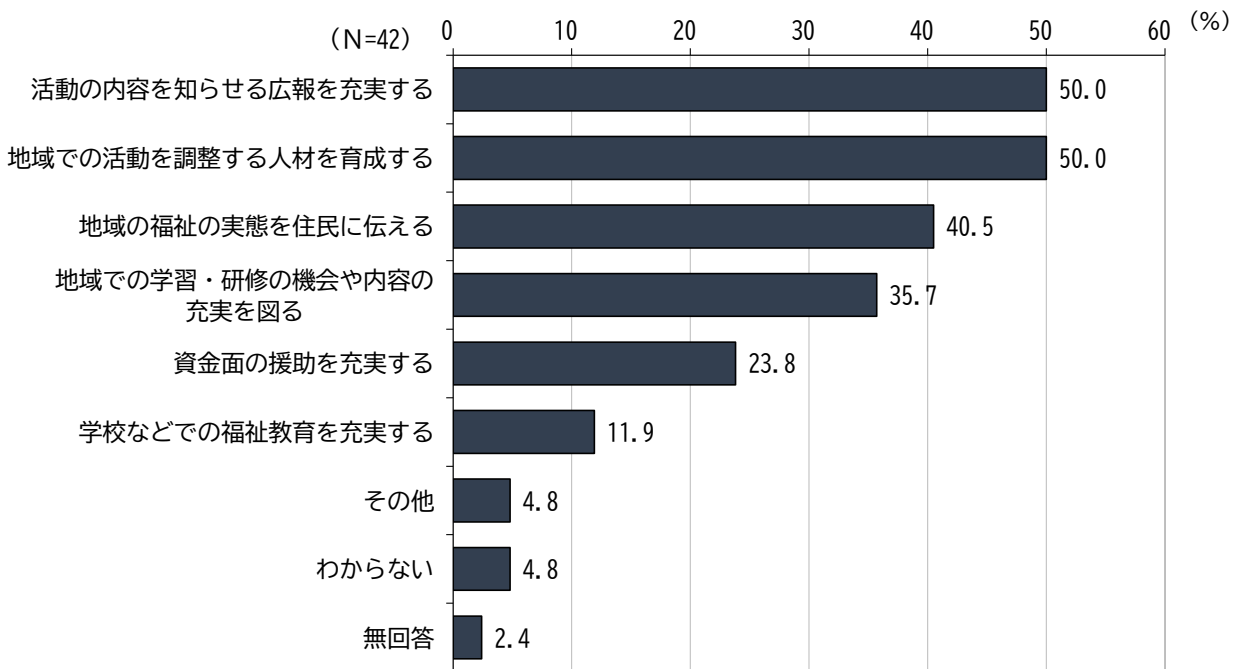
【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
		す低住 るさ民 住・の 民地 の域 少活 な動 さ に 関 心 力 の	援高 者 へ の 関 わり や 支	の子 関ど わり や 子 育 て 世 帯 へ	さ住 民 の 交 流 機 会 の 少 な	りれ や支 を援 拒が 援む 世 帯だ へが の受 関け わ入	み携 ・の 協 働 体 の 体 機 制 関 と 仕 組 連	や生 支活 援困 窮 者 へ の 関 わり	関障 わが りい やの 支 ある 住 民 へ の	そ 他	特 に な い
全体	42	45.2	38.1	35.7	31.0	26.2	26.2	23.8	19.0	4.8	9.5
組織形態別											
ボランティア団体	2	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	50.0	-	-
NPO法人	2	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	-	-
町内会・自治会	9	66.7	44.4	11.1	44.4	-	11.1	-	11.1	11.1	-
社会福祉法人	7	28.6	-	42.9	42.9	14.3	42.9	42.9	14.3	-	-
福祉関係団体	9	66.7	55.6	66.7	22.2	44.4	22.2	44.4	33.3	-	11.1
その他	12	16.7	25.0	16.7	16.7	25.0	16.7	-	-	8.3	16.7

地域福祉の輪を広げるために、貴団体（事業所）は今後どのようなことが特に重要だと考えますか。

【〇は3つまで】

地域福祉の輪を広げるために、今後特に重要だと考えることについてたずねると、「活動の内容を知らせる広報を充実する」、「地域での活動を調整する人材を育成する」が同率 50.0%と最も多く、次いで「地域の福祉の実態を住民に伝える」40.5%、「地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る」35.7%となっている。

組織形態別にみると、町内会・自治会、社会福祉法人では「地域での活動を調整する人材を育成する」がそれぞれ 66.7%、71.4%と最も多く、福祉関係団体では「地域の福祉の実態を住民に伝える」66.7%が最も多くなっている。



組織形態別	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	無回答
		広報を充実する	地域での活動を調整する	地域の福祉の実態を伝える	地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る	資金面の援助を充実する	学校などでの福祉教育を充実する	その他	わからない	
全体	42	50.0	50.0	40.5	35.7	23.8	11.9	4.8	4.8	2.4
ボランティア団体	2	50.0	50.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-
NPO法人	2	50.0	100.0	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-
町内会・自治会	9	33.3	66.7	55.6	22.2	-	-	-	-	11.1
社会福祉法人	7	57.1	71.4	28.6	14.3	57.1	-	14.3	-	-
福祉関係団体	9	55.6	44.4	66.7	44.4	11.1	11.1	-	11.1	-
その他	12	58.3	25.0	8.3	41.7	33.3	25.0	8.3	8.3	-

今後、地域福祉を充実していくために、貴団体（事業所）をはじめ、地域住民や行政では、どのような取組（活動や支援・手助けなど）が必要であるとお考えですか。

今後、地域福祉を充実していくために、貴団体（事業所）をはじめ、地域住民や行政で必要な取組みについての意見を下記にまとめた。

<p>貴団体（事業所）でできること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・高齢者の交流の場 ・子どもの見守り、挨拶運動、花いっぱい運動 ・障がい者の将来の住居、グループホーム(共同生活援助)の整備、老若男女、障がい者、健常者等交流の場の提供 ・隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり ・高齢者の居場所づくり ・リユース事業(制服・ランドセル・学用品等の貸与) ・困窮など生活上の困りごとについての個別相談及び自立した生活支援 ・団体内での意見交換での数を増やし、具体的な内容を出し、その案件について取り組む ・地域福祉について学習を深めるなど、キャリア教育の一環として、将来の自分や故郷について考えを持たせること
<p>地域住民と協力して取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子どもの見守り活動。声かけ、交流の場を増やす(住民同士) ・民生委員さんとの協力、出張子ども食事の開催 ・災害時等の援助等の防災活動 ・利用者の皆さんと地域の皆様の交流 ・地域での支えあいの体制づくり、チョイキタ移動サービス、健康、生きがいづくり支援(出前講座により介護予防体操の普及啓発)、地域防災活動の推進 ・浜(海岸寺)クリーン活動。田植え、畑仕事 ・活動内容(事業内容)を興味、関心のある魅力のある内容を検討、住民が参加しやすい環境づくり ・地域内での活動参加(ゴミ拾い等環境整備) ・校内外でのボランティア活動を通しての地域の方々との関わりや交流
<p>行政（多度津町）が取り組むべきこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の実施、地域福祉についての啓発、自治会加入の増加と会の充実 ・私ども団体の実際の活動(多世代交流の子ども食事)を知ってもらうこと。ボランティアの育成、サポーターの育成と団体とのマッチング、資金援助(子ども食事等に関心のある人は多いが、すべて実費の持ち出しという現状で取り組めていない人が多い) ・相談窓口の利用を促進する方策の検討や情報が必要な人に届く仕組みを考えていただきたい ・地域要請にての人材発掘の手助け(福祉活動協力者) ・利用者の皆さんと地域の皆様との交流の場の提供 ・社会的孤立の防止と自殺対策、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応できる包括的な支援体制の構築(支援関係機関の連携、一体的なかつ計画的に行う体制整備)、福祉意識の推進を目的とした福祉教育の実施(幼児期から大人まで一貫した)、防災・防犯対策の推進(防災教育及び訓練の実施) ・給食費無償化、学童保育の時間延長。高齢者向け町内バスの整備、障がい児への保育士教員の加算など、一事業所単位では不可能な広く町民全体に行きわたる福祉サービスの提供 ・行政がテーマを決めて、各団体の長との話し合う場を設ける ・地域福祉への意識を高める啓発の充実。将来の多度津町を担う人材づくりにつながるために生徒の成長に視点を当てた教育活動に関わるあらゆる支援(情報共有や活動資金支援)

4 多度津町地域福祉計画等策定委員会設置要綱及び委員名簿

多度津町地域福祉計画等策定委員会 設置要綱

令和5年7月24日

要綱第46号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく自殺対策計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく成年後見制度利用促進計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域等の代表者及び関係機関の意見を聴くため、多度津町地域福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町長にその結果を報告するものとする。

- (1) 多度津町地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 多度津町自殺対策計画の策定に関する事項
- (3) 多度津町成年後見制度利用促進計画の策定に関する事項
- (4) 多度津町再犯防止推進計画の策定に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、策定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 議会の代表者
- (2) 警察及び更生保護に関する機関
- (3) 消防関係者
- (4) 医療、保健及び福祉に関する機関又は団体の代表者
- (5) 労働及び商工に関する機関又は団体の代表者
- (6) 地域の代表者
- (7) 町職員
- (8) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(運営)

第4条 策定委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第5条 策定委員会の事務局は、健康福祉課内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第9章 資料編

多度津町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿

区 分	No.	職 名 等	氏 名	備 考
町議会	1	多度津町議会議長	小川 保	
	2	多度津町議会建設産業民生常任委員会委員長	兼若 幸一	
医療関係	3	多度津地区医師会会長	氏家 浩三	
地域福祉	4	多度津町民生委員児童委員協議会会長	亀山 正則	
	5	社会福祉法人多度津町社会福祉協議会常務理事	新明 和典	
児童福祉	6	多度津町母子愛育会会長	中北 麻子	
	7	多度津町保育所連絡協議会会長	池内 順子	
障害福祉	8	多度津町身体障害者の会会長	田中 公敏	
	9	しおかぜ病院代表	林 智子	
高齢者福祉	10	多度津町老人クラブ連合会会長	松岡 忠	
	11	多度津町地域包括支援センター	藤原 安江	
地域の代表	12	多度津町自治連合会会長	村井 登	
労働	13	丸亀公共職業安定所所長	横峰 純	
警察	14	丸亀警察署生活安全課課長	黒澤 康次	
更生保護	15	保護司会多度津分区長	吉田 幸男	
消防	16	多度津町消防本部消防長	青木 孝一	
商工	17	多度津商工会議所会頭	武林 正樹	
行政	18	香川県中讃保健福祉事務所所長	井下 秀樹	
	19	多度津町副町長	岡部 登	
	20	多度津町教育長	三木 信行	

5 用語解説

【あ 行】

用語	解説
NPO	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

【か 行】

用語	解説
介護予防サポーター養成講座	介護予防の知識や技術を学び、自分自身の「健康づくり」や「生きがいづくり」に役立てながら、地域の高齢者のサポートを行う「介護予防サポーター」を養成する講座のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
更生保護サポートセンター	更生保護サポートセンターは、保護司会の地域における更生保護の活動拠点となる施設で、善通寺市にあります。
更生保護女性会	更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。香川県下に14地区の更生保護女性会があり、多度津町の会員は善通寺地区更生保護女性会に所属しています。
コレワーク四国	「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」は、前科があるという理由などから仕事に就く上で不利になりがちな受刑者等の就労を支援するために設置され、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行うことで、雇用のマッチングを進めている法務省の機関です。

【さ 行】

用語	解説
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の住民による成年後見人等のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、全国の市町村に設置されている地域福祉の推進を目的とする団体のこと。地域全体でお互いに支え合いながら「地域に暮らす住民の誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を目指している。住民主体の理念に基づき、地域が抱えている福祉問題等を地域の様々な団体・ボランティア・社会福祉団体・行政機関等と連携しながら、協力して解決を図り地域福祉の推進を目指すことを目的としています。

第9章 資料編

用語	解説
自主防災組織	災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のこと。
生活困窮者自立支援事業	生活や仕事に困っている方に対して、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。

【た 行】

用語	解説
地域包括支援センター	市町村が設置する高齢者のための総合相談窓口。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置され、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護など、様々な面から高齢者の生活を支援する機関のこと。
地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援など地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害のある人、子どもなどをサポートする地域の包括的な支援、サービス体制のこと。

【な 行】

用語	解説
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分ではない方を対象に、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。
ノーマライゼーション	誰もが平等に生活する社会を実現させる考え方のこと。

【は 行】

用語	解説
バリアフリー	日常生活や社会生活において、物理的、心理的や情報にかかわる障害や障壁を取り除くことであり、段差のない施設など高齢者や障害のある人も安全に生活できる社会や誰でも支障なく情報を得ることができる社会をつくること。
避難行動要支援者	災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、高齢者、障害者、乳幼児、難病患者など特に支援を必要とする人のこと。
保護司会	保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、犯罪を予防するための啓発活動も行っています。保護司は組織で活動しており、香川県下に9地区の保護司会があり、多度津町は善通寺地区保護司会の分区となっています。

【ま 行】

用語	解説
民生委員・児童委員	<p>「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。</p> <p>また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。</p>

【や 行】

用語	解説
ユニバーサルデザイン	<p>年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、誰もが使いやすく暮らしやすい社会や製品をつくるための考え方やデザインのこと。</p>

**第2次多度津町地域福祉計画・
自殺対策計画及び
成年後見制度利用促進計画、
再犯防止推進計画**

発行：2024年（令和6年）3月

編集：多度津町健康福祉課

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

TEL: (0877) 33-1134 FAX: (0877) 33-2550